

○	地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）（抄）（第一条関係）	1
○	道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）（第二条関係）	2
○	交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第十号）（抄）（第三条関係）	3
○	中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）（第四条関係）	4
○	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）（第五条関係）	5
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（第六条関係）	6
○	消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）（抄）（第七条関係）	8
○	消防法（昭和二十三年法律第八十六号）（抄）（第八条関係）	9
○	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）（第九条関係）	10
○	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）（第十条関係）	11
○	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（抄）（第十一条関係）	13
○	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）（抄）（第十二条関係）	14
○	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百十号）（抄）（第十三条関係）	15
○	地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）（抄）（第十四条関係）	16
○	社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）（第十五条関係）	56
○	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）（第十六条関係）	57
○	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）（抄）（第十七条関係）	58
○	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）（抄）（第十八条関係）	59
○	労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（抄）（第十九条関係）	60
○	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第二十条関係）	61

○	食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）（抄）（第二十一条関係）	．．．．．	62
○	民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）（抄）（第二十二条関係）	．．．．．	63
○	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）（抄）（第二十三条関係）	．．．．．	65
○	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）（抄）（第二十四条関係）	．．．．．	67
○	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）（抄）（第二十五条関係）	．．．．．	69
○	クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）（抄）（第二十六条関係）	．．．．．	71
○	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）（第二十七条関係）	．．．．．	72
○	麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（抄）（第二十八条関係）	．．．．．	74
○	あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）（抄）（第二十九条関係）	．．．．．	75
○	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）（抄）（第三十条関係）	．．．．．	76
○	薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）（抄）（第三十一条関係）	．．．．．	77
○	薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）（抄）（第三十二条関係）	．．．．．	84
○	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）（抄）（第三十三条関係）	．．．．．	86
○	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）（第三十四条関係）	．．．．．	87
○	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）（抄）（第三十五条関係）	．．．．．	88
○	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）（第三十六条関係）	．．．．．	89
○	農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（抄）（第三十七条関係）	．．．．．	109
○	漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）（第三十八条関係）	．．．．．	111
○	農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（抄）（第三十九条関係）	．．．．．	112
○	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）（第四十条関係）	．．．．．	113
○	家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）（抄）（第四十一条関係）	．．．．．	114
○	野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第三百三号）（抄）（第四十二条関係）	．．．．．	115
○	農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）（抄）（第四十三条関係）	．．．．．	116
○	卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）（抄）（第四十四条関係）	．．．．．	117
○	農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（抄）（第四十五条関係）	．．．．．	118

○	火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）（抄）（第四十六条関係）	119
○	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）（抄）（第四十七条関係）	120
○	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）（抄）（第四十八条関係）	121
○	伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）（抄）（第四十九条関係）	122
○	建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）（第五十条関係）	123
○	水防法（昭和二十四年法律第九十三号）（抄）（第五十一条関係）	124
○	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）（第五十二条関係）	125
○	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）（抄）（第五十三条関係）	127
○	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）（第五十四条関係）	128
○	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）（抄）（第五十五条関係）	130
○	土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（抄）（第五十六条関係）	132
○	宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）（抄）（第五十七条関係）	133
○	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百四号）（抄）（第五十八条関係）	135
○	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）（抄）（第五十九条関係）	136
○	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三百一十一号）（抄）（第六十条関係）	137
○	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）（第六十一条関係）	138
○	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）（抄）（第六十二条関係）	140
○	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）（抄）（第六十三条関係）	142
○	新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）（抄）（第六十四条関係）	143
○	国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）（抄）（第六十五条関係）	144
○	幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）（抄）（第六十六条関係）	146

- 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（抄）（第六十七条関係）
- 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）（抄）（第六十八条関係）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（抄）（第六十九条関係）
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）（抄）（第七十条関係）
- 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）（抄）（第七十一条関係）
- 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第一百一十号）（抄）（第七十二条関係）
- 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）（抄）（第七十三条関係）
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）（抄）（第七十四条関係）
- 特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（抄）（附則第十二条関係）
- 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）（附則第十三条関係）
- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）（抄）（附則第十三条関係）
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）（附則第十三条関係）
- 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（抄）（附則第十四条関係）
- 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成十二年法律第五十一号）（抄）（附則第十六条関係）
- 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（抄）（附則第十七条関係）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文  
 ○ 地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（組織）          第三条（略）          （削る）          （削る）</p>	<p>（組織）          第三条（略）          2  会長は、当該地方公共団体の長をもって充てる。          3  委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者（都道府県青少年問題協議会にあつては、家庭裁判所の職員を含む。）のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。</p>

改 正 案	現 行
<p>（自動車等の運転禁止等の報告）</p> <p>第七七条の六 公安委員会は、前条第一項若しくは第二項若しくは同条第九項において準用する第三百三条第四項の規定により自動車等の運転を禁止し、若しくは前条第三項において準用する第三百三条第十項の規定により期間を短縮したとき、又は警察署長が前条第十項において準用する第三百三条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止したときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、<u>国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。</u></p>	<p>（自動車等の運転禁止等の報告）</p> <p>第七七条の六 公安委員会は、前条第一項若しくは第二項若しくは同条第九項において準用する第三百三条第四項の規定により自動車等の運転を禁止し、若しくは前条第三項において準用する第三百三条第十項の規定により期間を短縮したとき、又は警察署長が前条第十項において準用する第三百三条の二第一項の規定により自動車等の運転を禁止したときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（都道府県交通安全対策会議の組織等）                      第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>一 〓六（略）</p> <p>七 <u>その他都道府県知事が必要と認めて任命する者</u></p> <p>4・5（略）</p>	<p>（都道府県交通安全対策会議の組織等）                      第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>一 〓六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>4・5（略）</p>

改正案	現行
<p>（特定民間中心市街地活性化事業計画の認定）</p> <p>第四十条（略）</p> <p>2 前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該特定民間中心市街地活性化事業計画に<u>関し意見を付すことができる。</u></p> <p>3 5（略）</p>	<p>（特定民間中心市街地活性化事業計画の認定）</p> <p>第四十条（略）</p> <p>2 前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該特定民間中心市街地活性化事業計画を<u>検討し、意見を付して、主務大臣に送付するものとする。</u></p> <p>3 5（略）</p>

改正案	現行
<p>（組織等）</p> <p>第二十一条（削る）</p> <p>委員会の委員（以下この条及び次条第二項において「委員」という。）は、人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、公安委員会が任命する。</p> <p>（削る）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4  前三項に定めるもののほか、委員の定数及び任期その他委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。この場合において、委員の定数及び任期については、国家公安委員会の定める基準を参酌するものとする。</p> <p>第二百九十二条 第二十一条第三項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（組織等）</p> <p>第二十一条 委員会は、委員十人以内で組織する。</p> <p>2  委員は、人格識見が高く、かつ、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、公安委員会が任命する。</p> <p>3  委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>6  前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。</p> <p>第二百九十二条 第二十一条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>

改正案	現行
<p>第二百六十三条の二（略）</p> <p>②（略）</p> <p>（削る）</p> <p>③  第一項の相互救済事業で保険業に該当するものについては、保険業法は、これを適用しない。</p> <p>（設置の勧告等）</p> <p>第二百八十五条の二（略）</p> <p>2 都道府県知事は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を公表するとともに、<u>総務大臣に</u></p> <p>報告し</p> <p>なければならぬ。</p> <p>3（略）</p> <p>別表第二 第二号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>	<p>第二百六十三条の二（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③  前項の通知があつたときは、関係普通地方公共団体の長は、直ちにこれを公表しなければならない。</p> <p>④  第一項の相互救済事業で保険業に該当するものについては、保険業法は、これを適用しない。</p> <p>（設置の勧告等）</p> <p>第二百八十五条の二（略）</p> <p>2 都道府県知事は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を公表するとともに、<u>総務大臣に報告し、前項の規定により広域連合を設けるべきことを勧告したときは直ちにその旨を総務大臣に報告し</u></p> <p>なければならぬ。</p> <p>3（略）</p> <p>別表第二 第二号法定受託事務（第二条関係）</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p>

法律	(略)	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）	(略)
事務	(略)	第七十条第四項（第七十四条第二項（第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）、第七十一条（第七十四条第二項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）、第七十二条（同条第二項の規定により建築協定書に意見を付する事務に係る部分を除き、第七十四条第二項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）及び第七十三条第三項（第七十四条第二項、第七十五条の二第四項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（建築主事を置かない市町村に限る。）が処理することとされている事務	(略)
法律	(略)	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）	(略)
事務	(略)	第七十条第四項（第七十四条第二項（第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）、第七十一条（第七十四条第二項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）、第七十二条（同条第二項の規定により建築協定書に意見を添える事務に係る部分を除き、第七十四条第二項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）及び第七十三条第三項（第七十四条第二項、第七十五条の二第四項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（建築主事を置かない市町村に限る。）が処理することとされている事務	(略)

改正案	現行
<p>（消防職員の任命） 第十五条（略）</p> <p>2 消防長及び消防署長は、これらの職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格として市町村の条例で定める資格を有する者でなければならぬ。</p> <p>3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、同項に規定する者の資格の基準として政令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>（推進計画及び都道府県知事の関与等） 第三十三条（略） 2～4（略） （削る）</p> <p>5  （略）</p>	<p>（消防職員の任命） 第十五条（略）</p> <p>2 消防長及び消防署長は、政令 で定める資格を有する者でなければならぬ。</p> <p>（新設）</p> <p>（推進計画及び都道府県知事の関与等） 第三十三条（略） 2～4（略）</p> <p>5  都道府県知事が、第三十八条の規定により、広域化対象市町村に対し、市町村の消防の広域化に関する協議の推進に関し必要な措置を講じなければならぬ旨を勧告したときは、当該広域化対象市町村は、当該勧告に基づいて講じた措置について、都道府県知事に報告しなければならぬ。</p> <p>6  （略）</p>

改正案	現行
<p>第十三条の八 第十三条の五第一項の規定により指定試験機関にその危険物取扱者試験事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）は、当該指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該危険物取扱者試験事務を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定試験機関に危険物取扱者試験事務を行わせることとした日を公示しなければならない。</p> <p>②・③（略）</p> <p>第十三条の十九（略）</p> <p>② 委任都道府県知事は、指定試験機関に危険物取扱者試験事務を行わせることとしたときは、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>第十三条の八 第十三条の五第一項の規定により指定試験機関にその危険物取扱者試験事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）は、その旨を総務大臣に報告するとともに、当該指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該危険物取扱者試験事務を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定試験機関に危険物取扱者試験事務を行わせることとした日を公示しなければならない。</p> <p>②・③（略）</p> <p>第十三条の十九（略）</p> <p>② 委任都道府県知事は、指定試験機関に危険物取扱者試験事務を行わせることとしたときは、その旨を、総務大臣に報告するとともに、公示しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（道府県固定資産評価審議会） 第四百一条の二（略） 2・3（略） （削る）</p> <p>4  道府県固定資産評価審議会の委員は、国の関係地方行政機関の職員、当該道府県の職員及び当該道府県の区域内の市町村の職員並びに固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、道府県知事が任命する。</p> <p>5  前項に定めるもののほか、道府県固定資産評価審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定める。</p>	<p>（道府県固定資産評価審議会） 第四百一条の二（略） 2・3（略）</p> <p>4  道府県固定資産評価審議会は、委員十二人以内で組織する。</p> <p>5  委員は、国の関係地方行政機関の職員、当該道府県の職員及び当該道府県の区域内の市町村の職員並びに固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、道府県知事が任命する。</p> <p>6  前二項に定めるもののほか、道府県固定資産評価審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定める。</p>

改 正 案	現 行
<p>（修学部分休業）</p> <p>第二十六条の二 任命権者は、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、大学その他の条例で定める教育施設における修学のため、<u>当該修学に必要な期間</u>として条例で定める期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「修学部分休業」という。）を承認することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（高齢者部分休業）</p> <p>第二十六条の三 任命権者は、<u>高年齢として条例で定める年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、</u>条例で定めるところにより、<u>当該職員が当該条例で定める年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日</u>（第二十八条の二第一項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「高齢</p>	<p>（修学部分休業）</p> <p>第二十六条の二 任命権者は、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、条例で定めるところにより、当該職員が、大学その他の条例で定める教育施設における修学のため、<u>二年を超えない範囲内において条例で定める期間中、一週間の勤務時間の一部について勤務しないこと</u>（以下この条において「修学部分休業」という。）を承認することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（高齢者部分休業）</p> <p>第二十六条の三 任命権者は、<u>職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、</u>条例で定めるところにより、<u>当該職員が、当該職員に係る定年退職日</u>（第二十八条の二第一項に規定する定年退職日をいう。以下この項において同じ。）から五年を超えない範囲内において条例で定める期間さかのぼつた日後の日で、当該申請において示した日からその定年退職日までの期間中、一週間の勤務時間の一部について</p>

者部分休業」という。)を承認することができる。

2  
(略)

て勤務しないこと(次項において「高齢者部分休業」という。)を承認  
することができる。

2  
(略)

改正案	現行
<p>（委任の公示等）</p> <p>第四条の四 第四条第一項の規定により指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）は、  <del>、当該指定試験機関の名称、</del>            主たる事務所の所在地及び当該試験事務を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定試験機関に試験事務を行わせることとした日を公示しなければならぬ。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（委任の撤回の通知等）</p> <p>第四条の十五 （略）</p> <p>2 委任都道府県知事は、指定試験機関に試験事務を行わせないこととしたときは、その旨を  <del>、</del>            公示しなければならぬ。</p>	<p>（委任の公示等）</p> <p>第四条の四 第四条第一項の規定により指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）は、その旨を総務大臣に報告するとともに、当該指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該試験事務を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定試験機関に試験事務を行わせることとした日を公示しなければならぬ。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（委任の撤回の通知等）</p> <p>第四条の十五 （略）</p> <p>2 委任都道府県知事は、指定試験機関に試験事務を行わせないこととしたときは、その旨を、総務大臣に報告するとともに、公示しなければならぬ。</p>

○ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）（抄）（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（総合整備計画の策定等）            第三条（略）            2～6（略）            （削る）            7・8（略）</p>	<p>（総合整備計画の策定等）            第三条（略）            2～6（略）            7 都道府県知事は、都道府県計画を定めたときは、総務大臣にこれを提出しなければならない。            8・9（略）</p>

○ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二十号）（抄）（第十三条関係）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（郵便局の指定等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 地方公共団体は、第一項の規定により郵便局を指定したときは、その旨、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を周知するよう努めなければならない。</p> <p>5（略）</p> <p>（報告の請求等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 地方公共団体の長は、前項の規定により事務取扱郵便局の指定を取り消したときはその旨及び当該事務取扱郵便局の名称を、同項の規定により事務取扱郵便局の郵便局取扱事務の全部又は一部の停止を命じたときはその旨、当該事務取扱郵便局の名称、当該停止を命じた郵便局取扱事務及び当該停止を命じた期間を、周知するよう努めなければならない。</p>	<p>（郵便局の指定等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 地方公共団体は、第一項の規定により郵便局を指定したときは、その旨、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を告示しなければならない。</p> <p>5（略）</p> <p>（報告の請求等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 地方公共団体の長は、前項の規定により事務取扱郵便局の指定を取り消したときはその旨及び当該事務取扱郵便局の名称を、同項の規定により事務取扱郵便局の郵便局取扱事務の全部又は一部の停止を命じたときはその旨、当該事務取扱郵便局の名称、当該停止を命じた郵便局取扱事務及び当該停止を命じた期間を、告示しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七條）</p> <p>第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七條の二―第六十七條の七）</p> <p>第七章・第八章（略）</p> <p>第九章 解散及び清算（第八十八條―第一百五條）</p> <p>第十章 合併</p> <p>第一節 通則（第百六條・第百七條）</p> <p>第二節 吸収合併（第百八條―第百十一條）</p> <p>第三節 新設合併（第百十二條―第百十四條）</p> <p>第四節 合併に伴う措置（第百十五條―第百二十條）</p> <p>第十一章 雜則（第百二十一條―第百二十七條）</p> <p>第十二章 罰則（第百二十八條―第百三十一條）</p> <p>附則</p> <p>第一章 總則</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七條）</p> <p>第七章・第八章（略）</p> <p>第九章 雜則（第八十八條―第九十六條）</p> <p>第十章 罰則（第九十七條―第百條）</p> <p>附則</p> <p>第一章 總則</p>

第一節 通則

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人(第二十一条第二号に掲げる業務を行うものを除く。)のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして

地方公共団体が当該地方独立行政法人の定款で定めるものをいう。

(財産的基礎等)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るものであるときは、第四十条の二の規定により、当該財産(以下「出資等に係る不要財産」という。)を処分しなければならない。

5・6 (略)

第一節 通則

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人(第二十一条第二号に掲げる業務を行うものを除く。)のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして第七条の規定により地方公共団体が定款で定めるものをいう。

(財産的基礎等)

第六条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4・5 (略)

(定款)

第八条 (略)

2 定款

の変更は、設立団体の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 第一項第五号に掲げる事項についての定款の変更は、特定地方独立行政法人を特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（以下「一般地方独立行政法人」という。）とする場合に限り、行うことができる。

4 設立団体の長は、第一項第五号に掲げる事項についての定款の変更を行おうとするときは、あらかじめ、第十一条に規定する地方独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 業務運営

第二節 中期目標等

(中期計画)

第二十六条 (略)

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 四 (略)

四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが

(定款)

第八条 (略)

2 定款

(前項第五号に掲げる事項を除く。)の変更は、設立団体の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 第一項第五号に掲げる事項については、定款を変更することができない。

(新設)

第三章 業務運営

第二節 中期目標等

(中期計画)

第二十六条 (略)

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 四 (略)

(新設)

見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六・七 (略)

3～5 (略)

(財務諸表等)

第三十四条 (略)

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。第四項及び第百三十条第八号において同じ。)を付けなければならない。

3 (略)

4 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けるときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(出資等に係る不要財産の納付等)

第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、

五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六・七 (略)

3～5 (略)

(財務諸表等)

第三十四条 (略)

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。第四項及び第九十九条第八号において同じ。)を付けなければならない。

3 (略)

4 地方独立行政法人は、第一項の規定による設立団体の長の承認を受けるときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(新設)

遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（以下この条において「出資等団体」という。）に納付するものとする。

2 地方独立行政法人は、前項の規定による出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の出資等団体への納付に代えて、設立団体の長の認可を受けて、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で総務大臣が定める基準により算定した金額を当該出資等団体に納付することができる。

3 地方独立行政法人は、前項の場合において、出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを出資等団体に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について出資等団体に納付しないことについて設立団体の長の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 地方独立行政法人が第一項又は第二項の規定による出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が出資等団体からの出資に係るものであるときは、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額については、当該地方独立行政法人に対する当該出資等団体からの出資はなかったものとし、当該地方独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとする

ときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

6| 設立団体の長は、第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

7| 前各項に定めるもののほか、出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(余裕金の運用)

第四十三条 地方独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一・二 (略)

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下 同。）への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第四十四条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。ただし、第四十二条の二の規定により当該財産を処分するとき

2 (略)

ときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

6| 設立団体の長は、第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

7| 前各項に定めるもののほか、出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(余裕金の運用)

第四十三条 地方独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一・二 (略)

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。第六十六条第七項において同。）への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第四十四条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。ただし、第四十二条の二の規定により当該財産を処分するとき

2 (略)



移行型一般地方独立行政法人をいう。以下（同じ。）は、第五十九条の規定により当該移行型地方独立行政法人の職員となった者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の設立団体の職員としての引き続きいた在職期間を当該移行型地方独立行政法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が当該設立団体を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

（権利義務の承継等）

第六十六条（略）

2 前項の規定により移行型地方独立行政法人が権利及び義務を承継する場合においては、設立団体の長は、あらかじめ、総務省令で定めるところにより、当該移行型地方独立行政法人の成立の日現在における当該移行型地方独立行政法人の資産及び負債の見込みを明らかにする書類（次項において「資産及び負債に関する書類」という。）を作成し、かつ、当該義務に係る債権者（次項、第六項及び第七項において「債権者」という。）の閲覧に供するため、これをその事務所に備え置かなければならない。

3 設立団体の長は、前項の規定により資産及び負債に関する書類をその事務所に備え置くまでに、債権者に対し、異議があれば当該資産及び負債に関する書類を備え置いた日から一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならぬ。

移行型一般地方独立行政法人をいう。以下この章において同じ。）は、第五十九条の規定により当該移行型地方独立行政法人の職員となった者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の設立団体の職員としての引き続きいた在職期間を当該移行型地方独立行政法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が当該設立団体を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

（権利義務の承継等）

第六十六条（略）

2 前項の規定により移行型地方独立行政法人が権利及び義務を承継する場合においては、設立団体の長は、あらかじめ、総務省令で定めるところにより、当該移行型地方独立行政法人の成立の日現在における当該移行型地方独立行政法人の資産及び負債の見込みを明らかにする書類（次項において「資産及び負債に関する書類」という。）を作成し、かつ、当該義務に係る債権者（次項、第六項及び第七項において「債権者」という。）の閲覧に供するため、これをその事務所に備えて置かなければならない。

3 設立団体の長は、前項の規定により資産及び負債に関する書類をその事務所に備え置くまでに、債権者に対し、異議があれば当該資産及び負債に関する書類を備え置いた日から一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、格別にこれを催告しなければならぬ。

4 前項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、設立団体の長による各別の催告は、することを要しない。

5～7 (略)

第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置

(職員の引継ぎ等)

第六十七条の二 第八条第二項の規定により特定地方独立行政法人を一般地方独立行政法人とする定款の変更を行う場合において、当該定款の変更が効力を生ずる際現に定款変更前の特定地方独立行政法人(以下この章において「定款変更前の法人」という。)の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該定款の変更が効力を生ずる日(以下この章において「定款変更日」という。)において、定款変更後の一般地方独立行政法人(以下「定款変更後の法人」という。)の職員となるものとする。

第六十七条の三 前条の規定により定款変更後の法人の職員となった者

(地方公共団体を任命権者の要請に応じ地方公務員法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職した者又は特定地方独立行政法人を任命権者の要請に応じ第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等とな

4 前項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、設立団体の長による格別の催告は、することを要しない。

5～7 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

るため退職した者に限る。) に対する同法第二十九条第二項(第五十三  
条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条にお  
いて同じ。)の規定の適用については、当該定款変更後の法人の職員を  
同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等とみなす。

第六十七条の四 定款変更後の法人は、第六十七条の二の規定により当該  
定款変更後の法人の職員となった者の退職に際し、退職手当を支給しよ  
うとするときは、その者の定款変更前の法人の職員としての引き続きいた  
在職期間(定款変更前の法人が移行型特定地方独立行政法人であつて当  
該定款変更前の法人の職員として退職したものとしたならば第六十一条  
本文の規定の適用を受けることとなる者にあつては、当該定款変更前の  
法人を設立した地方公共団体の職員及び当該定款変更前の法人の職員と  
しての引き続きいた在職期間、定款変更前の法人が第六十七条に規定する  
合併後の法人であつて当該定款変更前の法人の職員として退職したもの  
としたならば同条本文の規定の適用を受けることとなる者にあつては、  
同条本文の規定により当該定款変更前の法人の職員としての在職期間と  
みなして取り扱うべきものとされる在職期間及び当該定款変更前の法人  
の職員としての引き続きいた在職期間)を当該定款変更後の法人の職員と  
しての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が  
定款変更前の法人を退職したことにより退職手当の支給を受けていると  
きは、この限りでない。

第六十七条の五 定款変更後の法人は、定款変更日の前日に定款変更前の

(新設)

(新設)

法人の職員として在職し、第六十七条の二の規定により当該定款変更後の法人の職員となった者のうち当該定款変更日から雇用保険法による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該定款変更後の法人を退職したものであって、その退職した日まで当該定款変更前の法人の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定に相当する当該定款変更前の法人の退職手当の支給の基準（第五十一条第二項に規定する基準のうち退職手当の支給に係るものをいう。）の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、当該規定の例により算出した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。ただし、その者が当該定款変更前の法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、国家公務員退職手当法第十条の規定に相当する退職手当の支給の基準（第五十七条第二項に規定する基準のうち退職手当の支給に係るものをいう。）の規定による退職手当の支給を受ける定款変更後の法人の職員については、適用しない。

（労働組合についての経過措置）

第六十七条の六 第六十七条の二に規定する場合において、当該定款の変更が効力を生ずる際現に存する地方公営企業等の労働関係に関する法律第五条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が第六十七条の二の規定により定款変更後の法人の職員となる者であるものは、当該定款変更の際労働組合法の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人であ

（新設）

る労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、定款変更日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となったものについては、定款変更日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（不当労働行為の申立て等についての経過措置）

第六十七条の七 第六十七条の二に規定する場合において、定款変更日前に地方公営企業等の労働関係に関する法律第十二条の規定に基づき定款変更前の法人がした解雇に係る労働委員会に対する申立て及び労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 第六十七条の二に規定する場合において、当該定款の変更が効力を生ずる際に労働委員会に係属している定款変更前の法人とその職員に係る地方公営企業等の労働関係に関する法律の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する同法第七条及び第十四条から第十六条までに規定する事項については、なお従前の例による。

## 第九章 解散及び清算

（新設）

（新設）

(解散)

第八十八条 地方独立行政法人は、次に掲げる場合に解散する。

一 解散について、設立団体がその議会の議決を経て第七条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたとき。

二 合併により消滅したとき。

2 地方独立行政法人は、解散した場合（前項第二号の規定により解散した場合を除く。次条及び第二百五条において同じ。）において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、地方独立行政法人に出資した地方公共団体に対し、これを定款で定めるところにより分配しなければならない。

(清算の開始原因)

第八十九条 地方独立行政法人は、解散した場合には、この条から第二百五条までの規定の定めるところにより、清算をしなければならない。

(清算中の地方独立行政法人の能力)

第九十条 解散した地方独立行政法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第九十一条 地方独立行政法人が解散したときは、理事長、副理事長及び理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、こ

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

の限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第九十二条 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第九十三条 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第九十四条 清算人は、その氏名及び住所を地方独立行政法人の業務を監督する官庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第九十五条 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の終了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(債権の申出の催告等)

第九十六条 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならぬ。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第九十七条 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、地方独立行政法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(裁判所による監督)

第九十八条 地方独立行政法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 地方独立行政法人の解散及び清算を監督する裁判所は、地方独立行政法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託するこ

(新設)

(新設)

(新設)

とができる。

4 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べる  
ことができる。

(清算終了の届出)

第九十九条 清算が終了したときは、清算人は、その旨を地方独立行政法  
人の業務を監督する官庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第一百条 地方独立行政法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事  
件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第一百一条 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができ  
ない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第一百二条 裁判所は、第九十二条の規定により清算人を選任した場合には、  
地方独立行政法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることが  
できる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を  
聴かなければならない。

(即時抗告)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第三百三条 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第三百四条 裁判所は、地方独立行政法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第二百二条中「清算人及び監事」とあるのは、「地方独立行政法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(費用の負担)

第三百五条 設立団体は、地方独立行政法人が解散した場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、当該地方独立行政法人に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部を負担しなければならない。

第十章 合併

第一節 通則

(合併)

第三百六条 設立団体は、その設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との合併をすることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(合併の制限)

第七七条 地方独立行政法人の合併は、次の各号に定める場合に限り、行うことができる。この場合において、合併後存続する地方独立行政法人又は合併により設立する地方独立行政法人は、それぞれ当該各号に定める地方独立行政法人でなければならない。

一 合併をする地方独立行政法人が特定地方独立行政法人のみである場合  
特定地方独立行政法人

二 合併をする地方独立行政法人が一般地方独立行政法人のみである場合  
一般地方独立行政法人

第二節 吸収合併

(吸収合併)

第八八条 設立団体がその設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との吸収合併（地方独立行政法人が他の地方独立行政法人とする合併であつて、合併により消滅する地方独立行政法人の権利及び義務の全部を合併後存続する地方独立行政法人に承継させるものをいう。以下この章において同じ。）をしようとする場合には、吸収合併に係る地方独立行政法人の設立団体（以下この節において「関係設立団体」という。）は、協議により次に掲げる事項を定め、第七条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

一 吸収合併後存続する地方独立行政法人（以下この章において「吸収

(新設)

(新設)

(新設)

合併存続法人」という。)及び吸収合併により消滅する地方独立行政法人(以下この章において「吸収合併消滅法人」という。)の名称及び主たる事務所の所在地

二 吸収合併がその効力を生ずる日(以下この章において「効力発生日」という。)

三 吸収合併存続法人の定款の変更

2 前項の場合においては、関係設立団体の長は、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の協議については、関係設立団体の議会の議決を経なければならぬ。

4 第一項及び前項の場合において、関係設立団体が一であるときは、当該関係設立団体が、その議会の議決を経て第一項に掲げる事項を定めるものとする。

5 第一項の規定により関係設立団体が定めた吸収合併存続法人の定款の変更については、第三項又は前項の規定による関係設立団体の議会の議決があったことをもって第八条第二項の規定による吸収合併存続法人の設立団体の議会の議決があったものとみなし、第一項の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたことをもって同条第二項の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたものとみなす。

(吸収合併の効力の発生)

第百九条 前条第一項の認可があった場合には、吸収合併存続法人は、効力発生日に、吸収合併消滅法人の権利及び義務を承継する。

(新設)

(吸収合併消滅法人の債権者の異議)

第一百十條 第一百八條第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、吸収合併消滅法人は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類（次項において「吸収合併に関する書類」という。）を作成し、かつ、当該吸収合併消滅法人の債権者（次項、第五項及び第六項において「債権者」という。）の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

一 吸収合併をする旨

二 他の吸収合併消滅法人及び吸収合併存続法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 吸収合併消滅法人及び吸収合併存続法人の財務諸表に関する事項として総務省令で定める事項

2| 吸収合併消滅法人は、前項の規定により吸収合併に関する書類をその事務所に備え置くまでに、債権者に対し、異議があれば当該吸収合併に関する書類を備え置いた日から一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3| 前項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、吸収合併消滅法人による各別の催告は、することを要しない。

4| 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

(新設)

5| 債権者が第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、当該吸収合併を承認したものとみなす。

6| 債権者が異議を述べたときは、吸収合併消滅法人は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(吸収合併存続法人の債権者の異議)

第百十一条 第百八条第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、吸収合併存続法人は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類（次項において「吸収合併に関する書類」という。）を作成し、かつ、当該吸収合併存続法人の債権者（次項、第五項及び第六項において「債権者」という。）の閲覧に供するため、効力発生日までの間、これをその事務所<sup>一</sup>に備え置かなければならない。

一| 吸収合併をする旨

二| 吸収合併消滅法人の名称及び主たる事務所の所在地

三| 吸収合併存続法人及び吸収合併消滅法人の財務諸表に関する事項として総務省令で定める事項

2| 吸収合併存続法人は、前項の規定により吸収合併に関する書類をその事務所<sup>二</sup>に備え置くまでに、債権者に対し、異議があれば当該吸収合併に関する書類を備え置いた日から一定の期間内にこれを述べるべき旨を公

(新設)

告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3| 前項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、吸収合併存続法人による各別の催告は、することを要しない。

4| 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

5| 債権者が第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、当該吸収合併を承認したものとみなす。

6| 債権者が異議を述べたときは、吸収合併存続法人は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

### 第三節 新設合併

#### (新設合併)

第一百十二条 設立団体がその設立した地方独立行政法人と他の地方独立行政法人との新設合併（二以上の地方独立行政法人がする合併であつて、合併により消滅する地方独立行政法人の権利及び義務の全部を合併により設立する地方独立行政法人に承継させるものをいう。以下この章において同じ。）をしようとする場合には、新設合併に関する地方独立行政法人の設立団体（以下この節において「関係設立団体」という。）は

#### (新設)

#### (新設)

、協議により次に掲げる事項を定め、第七条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

一 新設合併により消滅する地方独立行政法人(以下この章において「新設合併消滅法人」という。)の名称及び主たる事務所の所在地

二 新設合併により設立する地方独立行政法人(以下この章において「新設合併設立法人」という。)の定款

2| 前項の場合においては、関係設立団体の長は、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3| 第一項の協議については、関係設立団体の議会の議決を経なければならぬ。

4| 第一項及び前項の場合において、関係設立団体が一であるときは、当該関係設立団体がその議会の議決を経て第一項に掲げる事項を定めるものとする。

5| 第一項の規定により関係設立団体が定めた新設合併設立法人の定款については、第三項又は前項の規定による関係設立団体の議会の議決があったことをもって第七条の規定による新設合併設立法人の設立団体の議会の議決があったものとみなし、第一項の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたことをもって同条の規定による総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたものとみなす。

(新設合併の効力の発生)

第百十三条 前条第一項の認可があつた場合には、新設合併設立法人は、その成立の日に、新設合併消滅法人の権利及び義務を承継する。

(新設)

(新設合併消滅法人の債権者の異議)

(新設)

- 第百十四條 第百十二條第一項に規定する場合において、関係設立団体が協議により同項各号に掲げる事項を定めたときは、新設合併消滅法人は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類（次項において「新設合併に関する書類」という。）を作成し、かつ、当該新設合併消滅法人の債権者（次項、第五項及び第六項において「債権者」という。）の閲覧に供するため、新設合併設立法人の成立の日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。
- 一 新設合併をする旨
  - 二 他の新設合併消滅法人及び新設合併設立法人の名称及び主たる事務所の所在地
  - 三 新設合併消滅法人の財務諸表に関する事項として総務省令で定める事項
- 2| 新設合併消滅法人は、前項の規定により新設合併に関する書類をその事務所に備え置くまでに、債権者に対し、異議があれば当該新設合併に関する書類を備え置いた日から一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならぬ。
- 3| 前項の規定による公告を日刊新聞紙に掲載してするときは、同項の規定にかかわらず、新設合併消滅法人による各別の催告は、することを要しない。
- 4| 第二項の一定の期間は、一月を下つてはならない。

5| 債権者が第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、当該新設合併を承認したものとみなす。

6| 債権者が異議を述べたときは、新設合併消滅法人は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

#### 第四節 合併に伴う措置

##### (職員の引継ぎ等)

第百十五条 吸収合併が効力を生ずる際現に吸収合併消滅法人(特定地方独立行政法人に限る。)の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、効力発生日において、吸収合併存続法人の相当の職員となるものとする。

2| 新設合併設立法人の成立の際現に新設合併消滅法人(特定地方独立行政法人に限る。)の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、その成立の日において、新設合併設立法人の相当の職員となるものとする。

第百十六条 合併により吸収合併存続法人(一般地方独立行政法人に限る。以下この条において同じ。)又は新設合併設立法人(一般地方独立行政法人に限る。以下この条において同じ。)の職員となった者(地方公共

団体を任命権者の要請に応じ地方公務員法第二十九条第二項に規定する

(新設)

(新設)

(新設)

特別職地方公務員等となるため退職した者又は特定地方独立行政法人を任命権者の要請に応じ第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等となるため退職した者に限る。) に対する同法第二十九条第二項(第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、当該吸収合併存続法人又は新設合併設立法人の職員を同法第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等とみなす。

第一百七十七条 合併後の法人(吸収合併存続法人又は新設合併設立法人をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、合併により当該合併後の法人の職員となった者の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の合併前の法人(吸収合併消滅法人又は新設合併消滅法人をいう。以下この条及び次条において同じ。)の職員としての引き続きいた在職期間(合併前の法人が移行型地方独立行政法人であつて当該合併前の法人の職員として退職したものとしたならば第六十一条本文の規定の適用を受けることとなる者にあつては、当該合併前の法人を設立した地方公共団体の職員及び当該合併前の法人の職員としての引き続きいた在職期間、合併前の法人が定款変更後の法人であつて当該合併前の法人の職員として退職したものとしたならば第六十七条の四本文の規定の適用を受けることとなる者にあつては、同条本文の規定により当該合併前の法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとされる在職期間及び当該合併前の法人の職員としての引き続きいた在職期間、合併前の

(新設)

法人が過去の合併における合併後の法人であつて当該合併前の法人の職員として退職したものとしたならばこの条本文の規定の適用を受けることとなる者にあつては、この条本文の規定により当該合併前の法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとされる在職期間及び当該合併前の法人の職員としての引き続きいた在職期間）を当該合併後の法人の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が当該合併前の法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

第百十八条 合併後の法人は、効力発生日又は新設合併設立法人の成立の日の前日に合併前の法人の職員として在職し、合併により当該合併後の法人の職員となつた者のうち当該効力発生日又は新設合併設立法人の成立の日から雇用保険法による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該合併後の法人を退職したものであつて、その退職した日まで当該合併前の法人の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定に相当する当該合併前の法人の退職手当の支給の基準（第五十一条第二項又は第五十七条第二項に規定する基準のうち退職手当の支給に係るものをいう。）の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、当該規定の例により算出した退職手当の額に相当する額を、その退職した日まで当該合併前の法人の職員として在職したものとしたならば第六十二条第一項本文、第六十七条の五第一項本文又はこの項本文の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、これらの規定により退職手当として支給するものとき

（新設）

れる額を退職手当として支給するものとする。ただし、その者が当該合併前の法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、国家公務員退職手当法第十条の規定に相当する退職手当の支給の基準（第五十一条第二項又は第五十七条第二項に規定する基準のうち退職手当の支給に係るものをいう。）の規定による退職手当の支給を受ける合併後の法人の職員については、適用しない。

（吸収合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績に関する評価等）

第百十九条 吸収合併消滅法人の効力発生日の前日を含む事業年度（以下この条において「最終事業年度」という。）は、第三十二条第一項の規定にかかわらず、同日に終わるものとする。

2 吸収合併消滅法人の最終事業年度における業務の実績についての第二十八条第一項の規定による評価は、吸収合併存続法人が受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、当該吸収合併存続法人に対してなされるものとする。

3 吸収合併消滅法人の効力発生日の前日を含む中期目標の期間に係る第二十九条第一項の規定による事業報告書の提出及び公表は、同日において吸収合併消滅法人の中期目標の期間が終了したものとして、吸収合併存続法人が行うものとする。

4 吸収合併消滅法人の効力発生日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績についての第三十条第一項の規定による評価は、同日において吸収合併消滅法人の中期目標の期間が終了したものとして、吸収合併

（新設）

存続法人が受けるものとする。

5 吸収合併消滅法人の最終事業年度に係る第三十四条及び第三十五条の規定により財務諸表等に関し地方独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、吸収合併存続法人が行うものとする。

6 吸収合併消滅法人の最終事業年度における第四十条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、吸収合併存続法人が行うものとする。

7 前項の規定による処理において、第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、効力発生日の前日において吸収合併消滅法人の中期目標の期間が終了したものととして、吸収合併存続法人が行うものとする。この場合において、同条第四項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「吸収合併存続法人の効力発生日を含む」と、「当該次の中期目標」とあるのは「当該中期目標」とする。

(新設合併消滅法人の最終事業年度の業務の実績に関する評価等)

第二百二十条 新設合併消滅法人の新設合併設立法人の成立の日の前日を含む事業年度（以下この条において「最終事業年度」という。）は、第三十二条第一項の規定にかかわらず、同日に終わるものとする。

2 新設合併消滅法人の最終事業年度における業務の実績についての第二十八条第一項の規定による評価は、新設合併設立法人が受けるものとする。この場合において、同条第三項の規定による通知及び勧告は、当該新設合併設立法人に対してなされるものとする。

(新設)

- 3| 新設合併消滅法人の新設合併設立法人の成立の日の前日を含む中期目標の期間に係る第二十九条第一項の規定による事業報告書の提出及び公表は、同日において新設合併消滅法人の中期目標の期間が終了したものと、新設合併設立法人が行うものとする。
- 4| 新設合併消滅法人の新設合併設立法人の成立の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績についての第三十条第一項の規定による評価は、同日において新設合併消滅法人の中期目標の期間が終了したものと、新設合併設立法人が受けるものとする。
- 5| 新設合併消滅法人の最終事業年度に係る第三十四条及び第三十五条の規定により財務諸表等に関し地方独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、新設合併設立法人が行うものとする。
- 6| 新設合併消滅法人の最終事業年度における第四十条第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、新設合併設立法人が行うものとする。
- 7| 前項の規定による処理において、第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、新設合併設立法人の成立の日の前日において新設合併消滅法人の中期目標の期間が終了したものと、新設合併設立法人が行うものとする。この場合において、同条第四項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「新設合併設立法人の成立の日から始まる」と、「当該次の中期目標」とあるのは「当該中期目標」とする。

第二百一十一条 (略)

第二百二十二条 (略)

(設立団体が二以上である場合の特例)

第二百二十三条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項から第三項まで（第七十六条において準用する場合を含む。）、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十五條第一項及び第二項第一号、第二十六條第一項及び第四項、第三十一條第一項、第三十四條第一項、第三十六條、第三十九條、第四十條第三項及び第四項、第四十一條第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十二條の二第一項、第二項及び第三項ただし書、第四十四條第一項、第五十條第三項、第五十五條、第七十一條第二項及び第八項、第七十二條第一項、第二百一十一條第一項並びに前條第一項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

2 設立団体が二以上である場合において、第六條第四項、第二十二條第二項、第二十六條第一項及び第二項第七号、第二十七條第一項、第二十九條第一項、第三十四條第一項及び第四項、第四十條第七項、第四十四條第一項並びに第四十六條の規定により条例又は規則で定めるものときとされている事項は、当該設立団体が協議して定めるものとする。

3 設立団体は、前項の規定により協議して定めようとする場合において、当該事項が第六條第四項又は第四十四條第一項の規定により条例で定め

第八十八条 (略)

第八十九条 (略)

(設立団体が二以上である場合の特例)

第九十条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項から第三項まで（第七十六条において準用する場合を含む。）、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十五條第一項及び第二項第一号、第二十六條第一項及び第四項、第三十一條第一項、第三十四條第一項、第三十六條、第三十九條、第四十條第三項及び第四項、第四十一條第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十二條の二第一項、第二項及び第三項、第四十四條第一項、第五十條第三項、第五十五條、第七十一條第二項及び第八項、第七十二條第一項、第八十八條第一項並びに前條第一項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

2 設立団体が二以上である場合において、第六條第四項、第二十二條第二項、第二十六條第一項及び第二項第七号、第二十七條第一項、第二十九條第一項、第三十四條第一項及び第四項、第四十條第七項、第四十四條第一項並びに第四十六條の規定により条例又は規則で定めるものときとされている事項は、当該設立団体が協議して定めるものとする。

3 設立団体は、前項の規定により協議して定めようとする場合において、当該事項が第四十四條第一項の規定により条例で定め

るものとされている事項であるときは、あらかじめ、それぞれ議会の議決を経なければならない。

4 (略)

5 設立団体が二以上である場合における第五十三条第三項から第六項までの規定の適用については、同条第三項の表中「設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の」とあるのは「地方独立行政法人法第百二十三条第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体（以下「条例適用設立団体」という。）の」と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」と、同条第四項から第六項までの規定中「設立団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六條第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の」とあるのは「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第百二十三条第四項の規定によりその条例を同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体（以下「条例適用設立団体」という。）の」と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」とする。

(職員の派遣)

第百二十四条 (略)

2 地方自治法第二百五十二条の十七第二項から第四項までの規定は、前項の規定により職員の派遣を求める場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「地方独立行政法人法第百二

るものとされている事項であるときは、あらかじめ、それぞれ議会の議決を経なければならない。

4 (略)

5 設立団体が二以上である場合における第五十三条第三項から第六項までの規定の適用については、同条第三項の表中「設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の」とあるのは「地方独立行政法人法第九十条第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体（以下「条例適用設立団体」という。）の」と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」と、同条第四項から第六項までの規定中「設立団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六條第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の」とあるのは「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第九十条第四項の規定によりその条例を同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体（以下「条例適用設立団体」という。）の」と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」とする。

(職員の派遣)

第九十一条 (略)

2 地方自治法第二百五十二条の十七第二項から第四項までの規定は、前項の規定により職員の派遣を求める場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「地方独立行政法人法第九十

「第十四条第一項」と、「退職手当」とあるのは「退職手当又はこれに相当する給与」と、「旅費」とあるのは「旅費又はこれらに相当する給与その他の給付」と、「派遣をした普通地方公共団体」とあるのは「派遣をした特定地方独立行政法人」と、「普通地方公共団体及び」とあるのは「地方公共団体の長又は委員会若しくは委員及び」と、「普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員」とあるのは「特定地方独立行政法人の理事長」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第二百二十四条第一項」と、「求め、若しくはその求めに応じて職員を派遣しようとするとき」とあるのは「求めようとするとき」と、「退職手当」とあるのは「退職手当又はこれに相当する給与」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第二百二十四条第一項」と、「普通地方公共団体」とあるのは「特定地方独立行政法人」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 地方自治法第二百五十二条の十七第二項から第四項までの規定は、前項の規定により職員の派遣を求める場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「地方独立行政法人法第二百一十四条第三項」と、「派遣を受けた普通地方公共団体」とあるのは「派遣を受けた特定地方独立行政法人」と、「退職手当」とあるのは「退職手当又はこれに相当する給与」と、「旅費」とあるのは「旅費又はこれらに相当する給与その他の給付」と、「派遣をした普通地方公共団体」とあるのは「派遣をした地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人」と、「普通地方公共団体及び」とあるのは「特定地方独立行政法人の理

「一条第一項」と、「退職手当」とあるのは「退職手当又はこれに相当する給与」と、「旅費」とあるのは「旅費又はこれらに相当する給与その他の給付」と、「派遣をした普通地方公共団体」とあるのは「派遣をした特定地方独立行政法人」と、「普通地方公共団体及び」とあるのは「地方公共団体の長又は委員会若しくは委員及び」と、「普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員」とあるのは「特定地方独立行政法人の理事長」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第九十一条第一項」と、「求め、若しくはその求めに応じて職員を派遣しようとするとき」とあるのは「求めようとするとき」と、「退職手当」とあるのは「退職手当又はこれに相当する給与」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第九十一条第一項」と、「普通地方公共団体」とあるのは「特定地方独立行政法人」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 地方自治法第二百五十二条の十七第二項から第四項までの規定は、前項の規定により職員の派遣を求める場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「地方独立行政法人法第九十一条第三項」と、「派遣を受けた普通地方公共団体」とあるのは「派遣を受けた特定地方独立行政法人」と、「退職手当」とあるのは「退職手当又はこれに相当する給与」と、「旅費」とあるのは「旅費又はこれらに相当する給与その他の給付」と、「派遣をした普通地方公共団体」とあるのは「派遣をした地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人」と、「普通地方公共団体及び」とあるのは「特定地方独立行政法人の理事長

事長及び」と、「又は委員会若しくは委員」とあるのは「若しくは委員会若しくは委員又は他の特定地方独立行政法人の理事長」と、「普通地方公共団体が」とあるのは「特定地方独立行政法人が」と、同条第三項中「第一項の規定により職員の派遣を求め、若しくはその」とあるのは「地方独立行政法人法第百二十四条第三項の規定による」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第百二十四条第三項」と、「普通地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人」と読み替えるものとする。

(削る)

及び」と、「又は委員会若しくは委員」とあるのは「若しくは委員会若しくは委員又は他の特定地方独立行政法人の理事長」と、「普通地方公共団体が」とあるのは「特定地方独立行政法人が」と、同条第三項中「第一項の規定により職員の派遣を求め、若しくはその」とあるのは「地方独立行政法人法第九十一条第三項の規定による」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第九十一条第三項」と、「普通地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は他の特定地方独立行政法人」と読み替えるものとする。

(解散)

第九十二条 地方独立行政法人は、設立団体がその議会の議決を経て第七条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。

2 地方独立行政法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、地方独立行政法人に出資した地方公共団体に對し、これを定款で定めるところにより分配しなければならない。

(清算中の地方独立行政法人の能力)

第九十二条の二 解散した地方独立行政法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第九十二条の三 地方独立行政法人が解散したときは、理事長、副理事長

(削る)

(削る)

及び理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(削る)

(裁判所による清算人の選任)

第九十二条の四 前条の規定により清算人となる者がなく、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは檢察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(削る)

(清算人の解任)

第九十二条の五 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは檢察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(削る)

(清算人の届出)

第九十二条の六 清算人は、その氏名及び住所を地方独立行政法人の業務を監督する官庁に届け出なければならない。

(削る)

(清算人の職務及び権限)

第九十二条の七 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をす

ることができる。

(削る)

(債権の申出の催告等)

第九十二条の八 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(削る)

(期間経過後の債権の申出)

第九十二条の九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、地方独立行政法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていらない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(削る)

(裁判所による監督)

第九十二条の十 地方独立行政法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

きる。

3 地方独立行政法人の解散及び清算を監督する裁判所は、地方独立行政法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(削る)

(清算終了の届出)

第九十二条の十一 清算が終了したときは、清算人は、その旨を地方独立行政法人の業務を監督する官庁に届け出なければならない。

(削る)

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第九十二条の十二 地方独立行政法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(削る)

(不服申立ての制限)

第九十二条の十三 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(削る)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第九十二条の十四 裁判所は、第九十二条の四の規定により清算人を選任した場合には、地方独立行政法人が当該清算人に対して支払う報酬の額

(削る)

を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(即時抗告)

第九十二条の十五 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(削る)

(検査役の選任)

第九十二条の十六 裁判所は、地方独立行政法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第九十二条の十四中「清算人及び監事」とあるのは、「地方独立行政法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(削る)

(費用の負担)

第九十三条 設立団体は、地方独立行政法人が解散する場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、当該地方独立行政法人に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部を負担しなければならない。

第二百二十五条

(略)

第九十四条

(略)

(指定都市の特例)

第二百二十六条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する第七条(第八条第二項、第八十八条第一項第一号、第八十八条第一項及び第一百二十二条第一項)においてその例による場合を含む。)の規定の適用については、当該指定都市を都道府県とみなす。

第二百二十七条 (略)

第十二章 罰則

第二百二十八条 (略)

第二百二十九条 第二百二十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした地方独立行政法人の役員、清算人又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第三百十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした地方独立行政法人の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 九 (略)

十 第五十四条第一項又は第二百二十二条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(指定都市の特例)

第九十五条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する第七条(第八条第二項及び第九十二条第一項)においてその例による場合を含む。)の規定の適用については、当該指定都市を都道府県とみなす。

第九十六条 (略)

第十章 罰則

第九十七条 (略)

第九十八条 第八十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした地方独立行政法人の役員、清算人又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした地方独立行政法人の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 九 (略)

十 第五十四条第一項又は第八十九条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(削る)

十一 第八十八条第二項の規定に違反して、残余財産を分配したとき。

十二 第九十六条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十三 第九十六条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

十四 第二百二十二条第一項の規定による設立団体の長の命令又は同条第四項の規定による総務大臣若しくは都道府県知事の命令に違反したとき。

第三百三十一条 (略)

十一 第八十九条第一項の規定による設立団体の長の命令又は同条第四項の規定による総務大臣若しくは都道府県知事の命令に違反したとき。

十二 第九十二条第二項の規定に違反して、残余財産を分配したとき。

十三 第九十二条の八第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十四 第九十二条の八第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

(新設)

第一百条 (略)

改正案	現行
<p>（社会教育委員の設置）</p> <p>第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。</p> <p>2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。</p> <p>（社会教育委員の委嘱の基準等）</p> <p>第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に<u>関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</u></p>	<p>（社会教育委員の構成）</p> <p>第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。</p> <p>2 社会教育委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>（社会教育委員の定数等）</p> <p>第十八条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、<u>当該地方公共団体の条例で定める。</u></p>

○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）（第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	<p>（委員）</p> <p>第十条 私立学校審議會は、都道府県知事の定める員数の委員をもつて、組織する。</p> <p>2 （略）</p>
現 行	<p>（委員）</p> <p>第十条 私立学校審議會は、十人以上二十人以内において都道府県知事の定める員数の委員をもつて、組織する。</p> <p>2 （略）</p>

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）（抄）（第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指導主事その他の職員） 第十九条（略） 2～7（略） 8 教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定するものとする。</p> <p>9（略）</p>	<p>（指導主事その他の職員） 第十九条（略） 2～7（略） 8 教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定し、これを公表するものとする。</p> <p>9（略）</p>

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）（抄）（第十八条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（教科用図書選定審議会）</p> <p>第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 選定審議会は、条例で定める人数の委員で組織する。</p>	<p>（教科用図書選定審議会）</p> <p>第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 選定審議会は、二十人以内において条例で定める人数の委員で組織する。</p>

改正案	現行
<p>第三十一条 労働委員会による労働争議の仲裁は、三人以上の奇数の仲裁委員をもつて組織される仲裁委員会を設け、これによつて行ふ。</p> <p>第三十一条の四（略）</p> <p>② 仲裁委員会は、仲裁委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p> <p>③（略）</p>	<p>第三十一条 労働委員会による労働争議の仲裁は、仲裁委員二人から成る仲裁委員会を設け、これによつて行ふ。</p> <p>第三十一条の四（略）</p> <p>② 仲裁委員会は、仲裁委員二人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p> <p>③（略）</p>

改正案	現行
<p>（組織）</p> <p>第九条 児童福祉審議会の委員は、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 児童福祉審議会の臨時委員は、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。</p> <p>④ （略）</p>	<p>（組織）</p> <p>第九条 児童福祉審議会は、委員二十人以内で、これを組織する。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 児童福祉審議会の委員及び臨時委員は、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が、それぞれこれを任命する。</p> <p>④ （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>第二十二條（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、<u>都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）に通知しなければならない。</u></p> <p>第二十四條 都道府県知事等は、指針に基づき、毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画（以下「都道府県等食品衛生監視指導計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>②⑤（略）</p>	<p>第二十二條（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> <p>第二十四條 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）は、指針に基づき、毎年度、翌年度の当該都道府県等が行う監視指導の実施に関する計画（以下「都道府県等食品衛生監視指導計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>②⑤（略）</p>

改正案	現行
<p>第四条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。</p> <p>2 前項の規定により条例を制定する場合には、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。</p>	<p>第四条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が、前条の区域ごとに、その区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、これを定める。</p> <p>（新設）</p>
<p>第五条 （略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。</p>	<p>第五条 （略）</p> <p>2 前項の都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴いてこれを行う。</p>
<p>第八条 （略）</p> <p>2 委員は、当該市町村の区域の实情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱する。</p>	<p>第八条 （略）</p> <p>2 委員は、当該市町村の区域の实情に通ずる者であつて、次の各号に掲げるものうちから、それぞれ二人以内を市町村長が委嘱する。</p> <p>一 市町村の議会の議員</p> <p>二 民生委員</p>

3  
・  
4

(略)

3  
・  
4

(略)

- 三| 社会福祉事業の実施に関係のある者
- 四| 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
- 五| 教育に関係のある者
- 六| 関係行政機関の職員
- 七| 学識経験のある者

改正案	現行
<p>第七条（略） 2～7（略）</p> <p>8 都道府県知事は、第五項の規定により意見の聴取を行う場合において、第六項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分<sup>レ</sup>の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。</p> <p>9 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み<sup>レ</sup>必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項前段の規定により提出された調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>10～14（略）</p> <p>15 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十一項又は第十三項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p>	<p>第七条（略） 2～7（略）</p> <p>8 都道府県知事は、第五項の規定により意見の聴取を行う場合において、第六項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該処分<sup>レ</sup>の決定についての意見を記載した意見書を作成し、当該調書及び報告書の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>9 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に<sup>レ</sup>かんがみ必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>10～14（略）</p> <p>15 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十一項又は第十三項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、当該処分<sup>レ</sup>の決定についての意見を記載した報告書を作成し、</p>

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

厚生労働大臣に提出しなければならない。

改正案	現行
<p>第七条（略） 2～7（略）</p> <p>8 都道府県知事は、第五項の規定により意見の聴取を行う場合において、第六項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分<sup>レ</sup>の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。</p> <p>9 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み<sup>レ</sup>必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項前段の規定により提出された調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>10～14（略）</p> <p>15 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十一項又は第十三項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p>	<p>第七条（略） 2～7（略）</p> <p>8 都道府県知事は、第五項の規定により意見の聴取を行う場合において、第六項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該処分<sup>レ</sup>の決定についての意見を記載した意見書を作成し、当該調書及び報告書の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>9 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に<sup>レ</sup>かんがみ必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>10～14（略）</p> <p>15 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十一項又は第十三項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、当該処分<sup>レ</sup>の決定についての意見を記載した報告書を作成し、</p>

この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

厚生労働大臣に提出しなければならない。

改正案	現行
<p>第十五条（略） 2～5（略）</p> <p>6 都道府県知事は、第三項の規定により意見の聴取を行う場合において、第四項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。</p> <p>7 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項前段の規定により提出された調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>8～12（略）</p> <p>13 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第九項又は第十一項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。こ</p>	<p>第十五条（略） 2～5（略）</p> <p>6 都道府県知事は、第三項の規定により意見の聴取を行う場合において、第四項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し、当該調書及び報告書の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>7 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>8～12（略）</p> <p>13 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第九項又は第十一項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した報告書を作成し、厚</p>

の場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該意見を報告書に記載しなければならない。

生労働大臣に提出しなければならない。

改正案	現行
<p>第七条の五 第七条の二第一項の規定により指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）は、当該指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該試験事務を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定試験機関に行わせることとした試験事務及び当該試験事務を行わせることとした日を公示しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（試験事務の委任の解除）</p> <p>第七条の十六 （略）</p> <p>2 委任都道府県知事は、指定試験機関に試験事務を行わせないこととしたときは、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>第七条の五 第七条の二第一項の規定により指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）は、その旨を厚生労働大臣に報告するとともに、当該指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該試験事務を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定試験機関に行わせることとした試験事務及び当該試験事務を行わせることとした日を公示しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（試験事務の委任の解除）</p> <p>第七条の十六 （略）</p> <p>2 委任都道府県知事は、指定試験機関に試験事務を行わせないこととしたときは、その旨を、<u>厚生労働大臣に報告するとともに、</u>公示しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（委員）</p> <p>第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。</p> <p>（臨時委員）</p> <p>第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。</p> <p>2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。</p> <p>（地方社会福祉審議会に関する特例）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合には、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。</p>	<p>（組織）</p> <p>第八条 地方社会福祉審議会は、委員三十五人以内で組織する。</p> <p>2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。</p> <p>（委員）</p> <p>第九条 （新設）</p> <p>地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。</p> <p>（地方社会福祉審議会に関する特例）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合には、第八条第一項中「三十五人以内」とあるのは「五十人以内」と、前条第一項中「置く」とあるのは「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」と読み替</p>

えるものとする。

改正案	現行
<p>（麻薬中毒審査会） 第五十八条の十三（略）</p> <p>2（略） （削る）</p> <p>3  麻薬中毒審査会の委員は、法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。</p> <p>4  前三項に定めるもののほか、麻薬中毒審査会に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（麻薬中毒審査会） 第五十八条の十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3  麻薬中毒審査会は、委員五人をもつて組織する。</p> <p>4  委員は、法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。</p> <p>5  前各項に定めるもののほか、麻薬中毒審査会に関し必要な事項は、政令で定める。</p>

○ あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）（抄）（第二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（栽培の許可） 第十二条（略） 2・3（略） 4 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、 <u>意見があるときはその意見を付して、これを厚生労働大臣に進達するものとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（栽培の許可） 第十二条（略） 2・3（略） 4 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、 意見を附して、これを厚生労働大臣に進達するものとする。</p>

○ 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）（抄）（第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（献血推進計画）</p> <p>第十条 厚生労働大臣は、基本方針に基づき、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画（以下「献血推進計画」という。）を定め、都道府県にその写しを送付するものとする。</p> <p>2～5 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（献血推進計画）</p> <p>第十条 厚生労働大臣は、基本方針に基づき、毎年度、翌年度の献血の推進に関する計画（以下「献血推進計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2～5 （略）</p>

改正案	現行
<p>（開設の許可）</p> <p>第四条 薬局は、その所在地の都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七条第三項及び第十条（第四十条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）において同じ。）の許可を受けなければ、開設してはならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可）</p> <p>第三十九条 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）の販売業又は賃貸業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、高度管理医療機器等を販売し、授与し、若しくは賃貸し、又は販売、授与若しくは賃貸の目的で陳列してはならない。ただし、高度管理医療機器等の製造販売業者がその製造等をし、又は輸入をした高度管理医療機器等を高度管理医療機器等の製造販売業者、製造業者、販売業者又は賃貸業者に、高度管理医療機器等の製造業者がその製造した高度管理医療機器等を高度管理医療機器等の製造販売業者又は製造業者に、それぞれ販売</p>	<p>（開設の許可）</p> <p>第四条 薬局は、その所在地の都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七条第三項及び第十条において同じ。）の許可を受けなければ、開設してはならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可）</p> <p>第三十九条 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）の販売業又は賃貸業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、高度管理医療機器等を販売し、授与し、若しくは賃貸し、又は販売、授与若しくは賃貸の目的で陳列してはならない。ただし、高度管理医療機器等の製造販売業者がその製造等をし、又は輸入をした高度管理医療機器等を高度管理医療機器等の製造販売業者、製造業者、販売業者又は賃貸業者に、高度管理医療機器等の製造業者がその製造した高度管理医療機器等を高度管理医療機器等の製造販売業者又は製造業者に、それぞれ販売</p>

し、授与し、若しくは賃貸し、又は販売、授与若しくは賃貸の目的で陳列するときは、この限りでない。

2 前項の許可は、営業所ごとに、その営業所の所在地の都道府県知事（その営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三十九条の三第一項において同じ。）が与える。

3・4 (略)

(立入検査等)

第六十九条 (略)

2 都道府県知事（薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。）の販売業若しくは賃貸業にあつては、その薬局、店舗又は営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七十条第一項、第七十二条第四項、第七十二条の二第一項、第七十二条の四、第七十三条、第七十五条第一項、第七十六条及び第八十一条の二において同じ。）は、薬局開設者、医薬品の販売業者又は第三十九条第一項若しくは第三十九条の三第一項の医療機器の販売業者若しくは賃貸業者（以下この項において「販売業者等」という。）が、第五条、第七条、第八条（第四十条第一項において準用する場合を含む。）、第九条（第四十条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）、第九条の二、第九条の三、第十条（第三十八条並びに第四十条第一項及び第二項において準用する

し、授与し、若しくは賃貸し、又は販売、授与若しくは賃貸の目的で陳列するときは、この限りでない。

2 前項の許可は、営業所ごとに、その営業所の所在地の都道府県知事が与える。

3・4 (略)

(立入検査等)

第六十九条 (略)

2 都道府県知事（薬局又は店舗販売業にあつては、その薬局又は店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七十条第一項、第七十二条第四項、第七十二条の二第一項、第七十二条の四、第七十三条、第七十五条第一項、第七十六条及び第八十一条の二において同じ。）は、薬局開設者、医薬品の販売業者又は第三十九条第一項若しくは第三十九条の三第一項の医療機器の販売業者若しくは賃貸業者（以下この項において「販売業者等」という。）が、第五条、第七条、第八条（第四十条第一項において準用する場合を含む。）、第九条（第四十条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）、第九条の二、第九条の三、第十条（第三十八条並びに第四十条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）、第十一条（第三十八条及び第四十条第一項において準用する場合を含む。）、第二十六条第二項

場合を含む。)、第十一条(第三十八条及び第四十条第一項において準用する場合を含む。)、第二十六条第二項、第二十七条から第二十九条の三まで、第三十条第二項、第三十一条から第三十三条まで、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十五条から第三十六条の二まで、第三十六条の五から第三十七条まで、第三十九条第三項、第三十九条の二、第三十九条の三第二項、第四十条の四、第四十五条、第四十六条第一項若しくは第四項、第四十九条、第五十七条の二、第六十八条の九第二項、第五項若しくは第八項、第七十七条の三、第七十七条の四第二項、第七十七条の四の二第二項若しくは第七十七条の五第三項、第五項若しくは第六項の規定又は第七十二条第四項、第七十二条の二、第七十二条の四から第七十四条まで若しくは第七十五条第一項に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該販売業者等に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局、店舗、事務所その他当該販売業者等が医薬品若しくは医療機器を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3  
3  
7 (略)

(動物用医薬品等)

第八十三条 医薬品、医薬部外品又は医療機器(治験の対象とされる薬物又は機械器具等を含む。)であつて、専ら動物のために使用さ

、第二十七条から第二十九条の三まで、第三十条第二項、第三十一条から第三十三条まで、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十五条から第三十六条の二まで、第三十六条の五から第三十七条まで、第三十九条第三項、第三十九条の二、第三十九条の三第二項、第四十条の四、第四十五条、第四十六条第一項若しくは第四項、第四十九条、第五十七条の二、第六十八条の九第二項、第五項若しくは第八項、第七十七条の三、第七十七条の四第二項、第七十七条の四の二第二項若しくは第七十七条の五第三項、第五項若しくは第六項の規定又は第七十二条第四項、第七十二条の二、第七十二条の四から第七十四条まで若しくは第七十五条第一項に基づく命令を遵守しているかどうかを確かめるために必要があると認めるときは、当該販売業者等に対して、厚生労働省令で定めるところにより必要な報告をさせ、又は当該職員に、薬局、店舗、事務所その他当該販売業者等が医薬品若しくは医療機器を業務上取り扱う場所に立ち入り、その構造設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3  
3  
7 (略)

(動物用医薬品等)

第八十三条 医薬品、医薬部外品又は医療機器(治験の対象とされる薬物又は機械器具等を含む。)であつて、専ら動物のために使用さ

れることが目的とされているものに関しては、この法律（第二条第十四項、第九条の二、第三十六条の六第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第七十六条の四、第七十六条の六、第七十六条の七第一項及び第二項、第七十六条の八第一項、第七十七条、第八十一条の四、次項並びに第八十三条の四第三項（第八十三条の五第二項において準用する場合を含む。）を除く。）中「厚生労働大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「農林水産省令」と、第二条第五項から第七項までの規定中「人」とあるのは「動物」と、第四条第一項中「都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七条第三項及び第十条（第四十条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、第八条の二第一項中「医療を受ける者」とあるのは「獣医療を受ける動物の飼育者」と、第十四条第二項第三号口中「又は」とあるのは「若しくは」と、「認められるとき」とあるのは「認められるとき、又は申請に係る医薬品が、その申請に係る使用方法に従い使用される場合に、当該医薬品が有する対象動物（牛、豚その他の食用に供される動物として農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）についての残留性（医薬品の使用に伴いその医薬品の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）が動物に残留する性質をいう。以下同じ。）の程度からみて、その使用に係る対象動物の肉、

れることが目的とされているものに関しては、この法律（第二条第十四項、第九条の二、第三十六条の六第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第七十六条の四、第七十六条の六、第七十六条の七第一項及び第二項、第七十六条の八第一項、第七十七条、第八十一条の四、次項並びに第八十三条の四第三項（第八十三条の五第二項において準用する場合を含む。）を除く。）中「厚生労働大臣」とあるのは「農林水産大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「農林水産省令」と、第二条第五項から第七項までの規定中「人」とあるのは「動物」と、第四条第一項中「都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七条第三項及び第十条において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、第八条の二第一項中「医療を受ける者」とあるのは「獣医療を受ける動物の飼育者」と、第十四条第二項第三号口中「又は」とあるのは「若しくは」と、「認められるとき」とあるのは「認められるとき、又は申請に係る医薬品が、その申請に係る使用方法に従い使用される場合に、当該医薬品が有する対象動物（牛、豚その他の食用に供される動物として農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）についての残留性（医薬品の使用に伴いその医薬品の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。）が動物に残留する性質をいう。以下同じ。）の程度からみて、その使用に係る対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうも

乳その他の食用に供される生産物で人の健康を損なうものが生産されるおそれがあることにより、医薬品として使用価値がないと認められるとき」と、同条第七項中「医療上」とあるのは「獣医療上」と、第十四条の三第一項第一号中「国民の生命及び健康」とあるのは「動物の生産又は健康の維持」と、第二十一条第一項中「都道府県知事（薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて医薬品を製造し、その医薬品を当該薬局において販売する場合であつて、当該薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第六十九条第一項、第七十一条、第七十二条第三項及び第七十五条第二項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、第二十五条第一号中「一般用医薬品（医薬品のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものをいう。以下同じ。）」とあるのは「医薬品」と、同条第二号、第三十一条、第三十六条の五（見出しを含む。）、第三十六条の六第三項及び第五項並びに第五十七条の二第二項中「一般用医薬品」とあるのは「医薬品」と、第二十六条第一項中「都道府県知事（その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第二十八条第三項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、第三十六条の四第一項中「一般用医薬品」とあるのは「農林水産大臣が指定する医薬品（以下「指定医薬品」という。）」以外の医薬品」と、同条第二項及び第三十六条

のが生産されるおそれがあることにより、医薬品として使用価値がないと認められるとき」と、同条第七項中「医療上」とあるのは「獣医療上」と、第十四条の三第一項第一号中「国民の生命及び健康」とあるのは「動物の生産又は健康の維持」と、第二十一条第一項中「都道府県知事（薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて医薬品を製造し、その医薬品を当該薬局において販売する場合であつて、当該薬局の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次項、第六十九条第一項、第七十一条、第七十二条第三項及び第七十五条第二項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、第二十五条第一号中「一般用医薬品（医薬品のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものをいう。以下同じ。）」とあるのは「医薬品」と、同条第二号、第三十一条、第三十六条の五（見出しを含む。）、第三十六条の六第三項及び第五項並びに第五十七条の二第二項中「一般用医薬品」とあるのは「医薬品」と、第二十六条第一項中「都道府県知事（その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第二十八条第三項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、第三十六条の四第一項中「一般用医薬品」とあるのは「農林水産大臣が指定する医薬品（以下「指定医薬品」という。）」以外の医薬品」と、同条第二項及び第三十六条の五第二号中「第二类医薬品及び第三類医薬品」とあ

の五第二号中「第二类医薬品及び第三類医薬品」とあるのは「指定医薬品以外の医薬品」と、同条第一号中「第一類医薬品」とあるのは「指定医薬品」と、第三十六条の六第二項中「第二类医薬品」とあるのは「医薬品」と、第三十八条中「準用する。この場合において、第十条中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（店舗販売業にあつては、その店舗の所在地が第二十六条第一項に規定する保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と読み替えるものとする。」とあるのは「準用する。」と、第三十九条第二項中「都道府県知事（その営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第三十九条の三第一項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、第四十九条の見出し中「処方せん医薬品」とあるのは「要指示医薬品」と、同条第一項及び第二項中「処方せんの交付」とあるのは「処方せんの交付又は指示」と、第五十条第六号中「一般用医薬品にあつては、第三十六条の三第一項に規定する区分ごとに」とあるのは「指定医薬品にあつては」と、同条第十号中「医師等の処方せん」とあるのは「獣医師等の処方せん・指示」と、同条第十一号及び第五十九条第九号中「人体」とあるのは「動物の身体」と、第五十七条の二第二項中「第一類医薬品、第二类医薬品又は第三類医薬品」とあるのは「指定医薬品又はそれ以外の医薬品」と、第六十九条第二項中「都道府県知事（薬局、店舗販売業又は高度管理医療機器等若しくは管理医療機器（特定保守管理医療機器を除く。）の販売業若しくは賃貸業にあつては、その薬局、店舗又は

るのは「指定医薬品以外の医薬品」と、同条第一号中「第一類医薬品」とあるのは「指定医薬品」と、第三十六条の六第二項中「第二类医薬品」とあるのは「医薬品」と、第三十八条中「準用する。この場合において、第十条中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（店舗販売業にあつては、その店舗の所在地が第二十六条第一項に規定する保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と読み替えるものとする。」とあるのは「準用する。」と、第四十九条の見出し中「処方せん医薬品」とあるのは「要指示医薬品」と、同条第一項及び第二項中「処方せんの交付」とあるのは「処方せんの交付又は指示」と、第五十条第六号中「一般用医薬品にあつては、第三十六条の三第一項に規定する区分ごとに」とあるのは「指定医薬品にあつては」と、同条第十号中「医師等の処方せん」とあるのは「獣医師等の処方せん・指示」と、同条第十一号及び第五十九条第九号中「人体」とあるのは「動物の身体」と、第五十七条の二第二項中「第一類医薬品、第二类医薬品又は第三類医薬品」とあるのは「指定医薬品又はそれ以外の医薬品」と、第六十九条第二項中「都道府県知事（薬局又は店舗販売業にあつては、その薬局又は店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七十条第一項、第七十二条第四項、第七十二条の二第一項、第七十二条の四、第七十三条、第七十五条第一項、第七十六条及び第八十一条の二において同じ。）」とあるのは「都道府県知事」と、第六十九条第四項及び第七十条第二項中「都道府県知事、保健所を設置する市の

営業所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七十条第一項、第七十二条第四項、第七十二条の二第一項、第七十二条の四、第七十三条、第七十五条第一項、第七十六条及び第八十一条の二において同じ。」とあるのは「都道府県知事」と、第六十九条第四項及び第七十条第二項中「、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」とあるのは「又は都道府県知事」と、第七十六条の三第一項中「、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」とあるのは「又は都道府県知事」と、「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」とあるのは「又は都道府県」と読み替えるものとする。

2  
(略)

市長又は特別区の区長」とあるのは「又は都道府県知事」と、第七十六条の三第一項中「、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」とあるのは「又は都道府県知事」と、「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」とあるのは「又は都道府県」と読み替えるものとする。

2  
(略)

改正案	現行
<p>（免許の取消し等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 都道府県知事は、第六項の規定により意見の聴取を行う場合において、第七項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該調書及び報告書の写しを厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、当該処分<sup>の</sup>決定についての意見があるときは、当該写しのほか当該意見を記載した意見書を提出しなければならない。</p> <p>10 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項前段の規定により提出された調書及び報告書の写し並びに同項後段の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>11～15（略）</p> <p>16 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十二項又は第十四項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存する</p>	<p>（免許の取消し等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 都道府県知事は、第六項の規定により意見の聴取を行う場合において、第七項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該処分<sup>の</sup>決定についての意見を記載した意見書を作成し、当該調書及び報告書の写しを添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>10 厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>11～15（略）</p> <p>16 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十二項又は第十四項前段の規定により弁明の聴取を行ったときは、聴取書を作り、これを保存する</p>

とともに、報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。  
この場合において、当該処分の決定についての意見があるときは、当該  
意見を報告書に記載しなければならない。

17  
～  
19 (略)

とともに、当該処分の決定についての意見を記載した報告書を作成し、  
厚生労働大臣に提出しなければならない。

17  
～  
19 (略)

○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）（抄）（第三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（特定建築物についての届出）            第五条（略）            2・3（略）            （削る）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（特定建築物についての届出）            第五条（略）            2・3（略）            4 都道府県知事は、特定建築物のうち政令で定めるものについて前三項の規定による届出を受けたときは、その旨を都道府県労働局長に通知するものとする。</p>

○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）（第三十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（計画の進捗状況に関する評価）</p> <p>第十一条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県医療費適正化計画を作成した年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の翌々年度において、当該計画の進捗状況に関する評価を行うものとともに、その結果を公表するよう努めるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（計画の実績に関する評価）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 都道府県は、前項の評価を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その内容を、公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に報告するものとする。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（計画の進捗状況<small>もくろみ</small>に関する評価）</p> <p>第十一条 都道府県は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県医療費適正化計画を作成した年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の翌々年度において、当該計画の進捗状況に関する評価を行うものとともに、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（計画の実績に関する評価）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 都道府県は、前項の評価を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その内容を厚生労働大臣に報告するとともに、これを公表するものとする。</p> <p>3・4 （略）</p>

改正案	現行
<p>第二十四条 第二十一条第一項の規定により指定検査機関にその食鳥検査を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）は、当該指定検査機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該食鳥検査の業務を行う事務所の所在地並びに当該指定検査機関に行わせることとした食鳥検査の業務及び当該食鳥検査の業務の開始の日を公示しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（食鳥検査の委任の解除）</p> <p>第三十四条 （略）</p> <p>2 委任都道府県知事は、指定検査機関に食鳥検査の全部又は一部を行わせないこととしたときは、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>第二十四条 第二十一条第一項の規定により指定検査機関にその食鳥検査を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）は、その旨を厚生労働大臣に報告するとともに、当該指定検査機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該食鳥検査の業務を行う事務所の所在地並びに当該指定検査機関に行わせることとした食鳥検査の業務及び当該食鳥検査の業務の開始の日を公示しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（食鳥検査の委任の解除）</p> <p>第三十四条 （略）</p> <p>2 委任都道府県知事は、指定検査機関に食鳥検査の全部又は一部を行わせないこととしたときは、その旨を、<u>厚生労働大臣に報告するとともに</u>、公示しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（特例居宅介護サービス計画費の支給）</p> <p>第四十七条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。</p> <p>一 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス（指定居宅介護支援の事業に係る第八十一条第一項の都道府県の条例で定める員数及び同条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅介護支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2  都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</p> <p>一 基準該当居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数</p> <p>二 基準該当居宅介護支援の事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>（特例居宅介護サービス計画費の支給）</p> <p>第四十七条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。</p> <p>一 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス（指定居宅介護支援の事業に係る第八十一条第一項の厚生労働省令で定める員数及び同条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準のうち、厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号において「基準該当居宅介護支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（新設）</p>

の

3 | 5 | (略)

(特例介護予防サービス計画費の支給)

第五十九条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。

一 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス（指定介護予防支援の事業に係る第百十五条の二十四第一項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

二・三 (略)

2 | 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 基準該当介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 基準該当介護予防支援の事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並び

2 | 4 | (略)

(特例介護予防サービス計画費の支給)

第五十九条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。

一 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス（指定介護予防支援の事業に係る第百十五条の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号において「基準該当介護予防支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

二・三 (略)

(新設)

に秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

3) 5) (略)

(指定居宅サービス事業者の指定)

第七十条 (略)

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号(病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。)のいずれかに該当するとき、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。

一 五の二 (略)

五の三 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四条)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第一百五十五条の二第二項第五号の三、第一百五十五条の十二第二項第五号の三、第一百五十五条の二十二第二項第四号の三及び第二百三条第二項において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に

2) 4) (略)

(指定居宅サービス事業者の指定)

第七十条 (略)

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号(病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。)のいずれかに該当するとき、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。

一 五の二 (略)

五の三 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第七十八条の二第四項第五号の三、第九十四条第三項第五号の三、第一百五十五条の二第二項第五号の三、第一百五十五条の十二第二項第五号の三及び第二百三条第二項において「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て(当該処分を受けた者が、当該処分

納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第七十八条の二第四項第五号の三、第七十九条第二項第四号の三、第九十四条第三項第五号の三、第一百五十二条第二項第五号の三、第一百五十二条の三及び第一百五十二条の二十二第二項第四号の三において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。

六〇十二（略）

三〇八（略）

（指定居宅介護支援事業者の指定）

第七十九条（略）

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十六条第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の介護支援専門員の人員が、第八十一条第一項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。

三（略）

三の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四・四の二（略）

四の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処

に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第七十八条の二第四項第五号の三、第九十四条第三項第五号の三、第一百五十二条の二第二項第五号の三及び第一百五十二条の二十二第二項第五号の三において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。

六〇十二（略）

三〇八（略）

（指定居宅介護支援事業者の指定）

第七十九条（略）

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第四十六条第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の介護支援専門員の人員が、第八十一条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。

三（略）

（新設）

四・四の二（略）

四の三 申請者が、健康保険法、船員保険法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法又は労働保険の保険料の徴収

分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

五 申請者が、第八十四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分となった事実及び当該事実の発生を防止するため、の当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消

等に関する法律の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（以下この号及び第百十五条の二十二第二項第四号の三において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。同号において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。

五 申請者が、第八十四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

五の二～六の二 (略)

六の三 第六号に規定する期間内に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 (略)

八 申請者が、法人で、その役員等のうちに第三号の二から第五号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

五の二～六の二 (略)

(新設)

七 (略)

八 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第四号、第四号の二又は前号に該当する者

ハ この法律、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハ、第八十六条第二項第七号ハ及び第一百五条の二十二第二項第八号ハにおいて「保険料等」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の

期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第八十六条第二項第七号ハ及び第一百五十二条第二項第八号ハにおいて同じ。）を引き続き滞納している者

二 第八十四条第一項又は第一百五十二条の三十五第六項の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。）

ホ 第六号に規定する期間内に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

（新設）

九 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第三号の二から第五号まで又は第六号から第七号までのいずれかに該当する者であるとき。

3| 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

第八十一条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。  
2 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

3| 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一| 指定居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二| 指定居宅介護支援の事業の運営に関する事項であつて、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

4| 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定居宅介護支援の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

5・6| (略)

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

第八十二条の二 都道府県知事又は市町村長は、指定居宅介護支援事業者

(新設)

第八十一条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。  
2 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

(新設)

3| 厚生労働大臣は、前項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準（指定居宅介護支援の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4・5| (略)

(都道府県知事等による連絡調整又は援助)

第八十二条の二 都道府県知事又は市町村長は、指定居宅介護支援事業者

による第八十一条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者及び他の指定居宅介護支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の指定居宅介護支援事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定居宅介護支援事業者による第八十一条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

(勧告、命令等)

第八十三条の二 都道府県知事は、指定居宅介護支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について第八十一条第一項の都道府県の条例で定める員数を満たしていない場合 当該都道府県の条例で定める員数を満たすこと。

二 (略)

- 三 第八十一条第五項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合

による第八十一条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者及び他の指定居宅介護支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の指定居宅介護支援事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定居宅介護支援事業者による第八十一条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

(勧告、命令等)

第八十三条の二 都道府県知事は、指定居宅介護支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について第八十一条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二 (略)

- 三 第八十一条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合

当該便宜の提供を適正に行うこと。

255 (略)

(指定の取消し等)

第八十四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る第四十六条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定居宅介護支援事業者が、第七十九条第二項第三号の二から第四号の二まで、第八号(同項第四号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)又は第九号(同項第四号の三に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、第八十一条第一項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

三 (略)

四 指定居宅介護支援事業者が、第八十一条第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五 十二 (略)

2 (略)

(指定介護老人福祉施設の指定)

第八十六条 (略)

当該便宜の提供を適正に行うこと。

255 (略)

(指定の取消し等)

第八十四条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る第四十六条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定居宅介護支援事業者が、第七十九条第二項第四号、第四号の二又は第八号(ハに該当する者があるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、第八十一条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。

三 (略)

四 指定居宅介護支援事業者が、第八十一条第五項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五 十二 (略)

2 (略)

(指定介護老人福祉施設の指定)

第八十六条 (略)

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、当該特別養護老人ホームが次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第一号の指定をしてはならない。

一〜六 (略)

七 当該特別養護老人ホームの開設者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ・ロ (略)

ハ この法律、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハにおいて「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者

ニ・ホ (略)

3 (略)

(指定介護予防支援事業者の指定)

第百十五条の二十二 (略)

2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十八条第一項の指定をしてはならない。

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、当該特別養護老人ホームが次の各号のいずれかに該当するときは、第四十八条第一項第一号の指定をしてはならない。

一〜六 (略)

七 当該特別養護老人ホームの開設者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ・ロ (略)

ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者

ニ・ホ (略)

3 (略)

(指定介護予防支援事業者の指定)

第百十五条の二十二 (略)

2 市町村長は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十八条第一項の指定をしてはならない。

一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五條の二十四第一項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。

三 (略)

三の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四 四の三 (略)

五 申請者が、第百十五條の二十九の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの

一 申請者が法人でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第百十五條の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。

三 (略)

(新設)

四 四の三 (略)

五 申請者が、第百十五條の二十九の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするものが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

該当する場合を除く。

五の二〜六の二 (略)

六の三 第六号に規定する期間内に第百十五条の二十五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 (略)

八 申請者が、法人で、その役員等のうちに第三号の二から第五号まで又は第六号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

五の二〜六の二 (略)

(新設)

八 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

七 (略)

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第四号、第四号の二又は前号に該当する者

ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者

ニ 第百十五条の二十九の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知

- 九| 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第三号の二から第五号まで又は第六号から第七号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3| 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

4| (略)

第百十五條の二十四 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。）

ホ| 第六号に規定する期間内に第百十五條の二十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であつた者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

(新設)

(新設)

3| (略)

第百十五條の二十四 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定介護予防支援の事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

4 厚生労働大臣は、前項に規定する厚生労働省令で定める基準（指定介護予防支援の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

5 | 6 | (略)

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第百十五条の二十六 市町村長は、指定介護予防支援事業者による第百十五条の二十四第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者及び他の指定介護予防支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

(新設)

3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準（指定介護予防支援の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 | 5 | (略)

(市町村長等による連絡調整又は援助)

第百十五条の二十六 市町村長は、指定介護予防支援事業者による第百十五条の二十四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者及び他の指定介護予防支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支

援事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、同一の指定介護予防支援事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護予防支援事業者による第百十五條の二十四第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支援事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3 厚生労働大臣は、同一の指定介護予防支援事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護予防支援事業者による第百十五條の二十四第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支援事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

(勧告、命令等)

第百十五條の二十八 市町村長は、指定介護予防支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五條の二十四第一項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合 当該市町村の条例

援事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、同一の指定介護予防支援事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護予防支援事業者による第百十五條の二十四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支援事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3 厚生労働大臣は、同一の指定介護予防支援事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護予防支援事業者による第百十五條の二十四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支援事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

(勧告、命令等)

第百十五條の二十八 市町村長は、指定介護予防支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五條の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令

で定める基準又は当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。

二 (略)

三 第百十五條の二十四第五項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2～4 (略)

(指定の取消し等)

第百十五條の二十九 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予防支援事業者に係る第五十八條第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定介護予防支援事業者が、第百十五條の二十二第二項第三号の二から第四号の二まで、第八号(同項第四号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)又は第九号(同項第四号の三に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第百十五條の二十四第一項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。

三 (略)

四 指定介護予防支援事業者が、第百十五條の二十四第六項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五～十一 (略)

で定める基準又は当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二 (略)

三 第百十五條の二十四第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2～4 (略)

(指定の取消し等)

第百十五條の二十九 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予防支援事業者に係る第五十八條第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定介護予防支援事業者が、第百十五條の二十二第二項第四号、第四号の二又は第八号(ハに該当する者があるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第百十五條の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。

三 (略)

四 指定介護予防支援事業者が、第百十五條の二十四第五項に規定する義務に違反したと認められるとき。

五～十一 (略)

(業務管理体制の整備等)

第百十五条の三十二 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の開設者(以下「介護サービス事業者」という。)は、第七十四条第六項、第七十八条の四第八項、第八十一条第六項、第八十八条第六項、第九十七条第七項、第百十五条の四第六項、第百十五条の十四第八項又は第百十五条の二十四第六項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 5 (略)

(地域包括支援センター)

第百十五条の四十六 (略)

2 3 (略)

4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。

5 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

6 9 (略)

(業務管理体制の整備等)

第百十五条の三十二 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の開設者(以下「介護サービス事業者」という。)は、第七十四条第六項、第七十八条の四第八項、第八十一条第五項、第八十八条第六項、第九十七条第七項、第百十五条の四第六項、第百十五条の十四第八項又は第百十五条の二十四第五項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 5 (略)

(地域包括支援センター)

第百十五条の四十六 (略)

2 3 (略)

4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。  
(新設)

5 8 (略)

(実施の委託)

第百十五条の四十七 (略)

2 (略)

3 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の委託を受けた者について準用する。

4～8 (略)

(合議体)

第百八十九条 (略)

2 要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件は、公益を代表する委員のうちから、保険審査会が指名する者をもって構成する合議体で取り扱う。

3 前項の合議体を構成する委員の定数は、都道府県の条例で定める数とする。

第二百五条 (略)

2 第二十四条の二第三項、第二十四条の三第二項、第二十八条第七項(第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、第六十九条の十七第一項、第六十九條の二十八第一項、第六十九条の三十七、第百十五條の三十八第一項(第百十五條の四十二第三項において準用する場合を含む。)、又は第百

(実施の委託)

第百十五条の四十七 (略)

2 (略)

3 前条第五項及び第六項の規定は、第一項の委託を受けた者について準用する。

4～8 (略)

(合議体)

第百八十九条 (略)

2 要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件は、公益を代表する委員のうちから、保険審査会が指名する三人をもって構成する合議体で取り扱う。

(新設)

第二百五条 (略)

2 第二十四条の二第三項、第二十四条の三第二項、第二十八条第七項(第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。)、第六十九条の十七第一項、第六十九條の二十八第一項、第六十九条の三十七、第百十五條の三十八第一項(第百十五條の四十二第三項において準用する場合を含む。)、又は第百

十五條の四十六第七項（第一百五條の四十七第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二百九條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第四十二條第四項、第四十二條の三第三項、第四十五條第八項、第四十七條第四項、第四十九條第三項、第五十四條第四項、第五十四條の三第三項、第五十七條第八項、第五十九條第四項、第七十六條第一項、第七十八條の七第一項、第八十三條第一項、第九十條第一項、第一百條第一項、第一百五條の七第一項、第一百五條の十七第一項、第一百五條の二十七第一項又は第一百五條の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三（略）

十五條の四十六第六項（第一百五條の四十七第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二百九條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一（略）

二 第四十二條第四項、第四十二條の三第三項、第四十五條第八項、第四十七條第三項、第四十九條第三項、第五十四條第四項、第五十四條の三第三項、第五十七條第八項、第五十九條第三項、第七十六條第一項、第七十八條の七第一項、第八十三條第一項、第九十條第一項、第一百條第一項、第一百五條の七第一項、第一百五條の十七第一項、第一百五條の二十七第一項又は第一百五條の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三（略）

改正案	現行
<p>第六十条 行政庁は、前条第一項の申請があつたときは、次に掲げる場合を除き、その申請に係る同項の認可をしなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>第六十四条 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ 前項の場合には、第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては第五十九条第二項の規定を、その他の組合にあつては同項、第六十条及び第六十一条の規定を準用する。</p> <p>④～⑦ （略）</p> <p>第六十五条 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ 前項の場合には、第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては第五十九条第二項の規定を、その他の組合にあつては同項、第</p>	<p>第六十条 行政庁は、前条第一項の申請があつたときは、次に掲げる場合を除き、その申請に係る同項の認可をしなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>② 行政庁は、<u>農業協同組合であつてその地区の全部又は一部が他の農業協同組合の地区と重複することとなるものについて前項の認可をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、関係市町村及び関係農業協同組合中央会に協議しなければならない。</u></p> <p>第六十四条 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ 前項の場合には、第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては第五十九条第二項の規定を、その他の組合にあつては同項、第六十条第一項及び第六十一条の規定を準用する。</p> <p>④～⑦ （略）</p> <p>第六十五条 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ 前項の場合には、第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合にあつては第五十九条第二項の規定を、その他の組合にあつては同項、第</p>

六十条及び第六十一条の規定を準用する。

④ (略)

第九十八条の三 内閣総理大臣は、第十条第一項第三号の事業を行う組合に対し次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。第九十七条の二の規定による届出(同条第十二号に係るもののうち、農林水産省令・内閣府令・財務省令で定めるものに限る。)があつたときも、同様とする。

一 (略)

二 第六十条の規定による設立の認可

三〇七 (略)

六十条第一項及び第六十一条の規定を準用する。

④ (略)

第九十八条の三 内閣総理大臣は、第十条第一項第三号の事業を行う組合に対し次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。第九十七条の二の規定による届出(同条第十二号に係るもののうち、農林水産省令・内閣府令・財務省令で定めるものに限る。)があつたときも、同様とする。

一 (略)

二 第六十条第一項の規定による設立の認可

三〇七 (略)

改正案	現行
<p>（構成） 第八十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 学識経験がある者及び海区内の公益を代表すると認められる者の中から都道府県知事が選任した者六人（前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、四人）</p> <p>4～6（略）</p>	<p>（構成） 第八十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 学識経験がある者の中から都道府県知事が選任した者四人（前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、三人）及び海区内の公益を代表すると認められる者の中から都道府県知事が選任した者二人（前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、一人）</p> <p>4～6（略）</p>

改正案	現行
<p>（選挙の単位）</p> <p>第十条の二 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。</p> <p>2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があるとき、前項の規定にかかわらず、農家数又は農地面積を考慮し、条例で、当該農業委員会の区域を分けて二以上の選挙区を設けることができる。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>（選挙の単位）</p> <p>第十条の二 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。</p> <p>2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があるとき、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて二以上の選挙区を設けることができる。</p> <p>3・4 (略)</p>

改正案	現行
<p>（地域森林計画の案の縦覧等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、前条第三項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議しなければならない。この場合において、当該地域森林計画に定める事項のうち、同条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、同項第三号の伐採立木材積、同項第四号の造林面積、同項第四号の二の間伐立木材積並びに同項第七号の保安林の整備については、農林水産大臣の同意を得なければならない。</p> <p>6  都道府県知事は、地域森林計画に前条第三項に規定する事項を定め、又は当該事項に係る地域森林計画の変更をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に届け出なければならない。</p> <p>7 （略）</p> <p>（組織）</p> <p>第七十条 都道府県森林審議会は、委員をもつて組織する。</p> <p>2～4（略）</p>	<p>（地域森林計画の案の縦覧等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議しなければならない。この場合において、当該地域森林計画に定める事項のうち、前条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、同項第三号の伐採立木材積、同項第四号の造林面積、同項第四号の二の間伐立木材積並びに同項第七号の保安林の整備については、農林水産大臣の同意を得なければならない。</p> <p>6 （略）</p> <p>（組織）</p> <p>第七十条 都道府県森林審議会は、委員十五人以内で組織する。</p> <p>2～4（略）</p>

改正案	現行
<p>（指定の手續及び報告）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2 都道府県知事は第十九条第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、指定をした区域及び市場再編整備計画を農林水産大臣に報告するよう努めなければならない。</p>	<p>（指定の手續及び報告）</p> <p>第二十一条（略）</p> <p>2 都道府県知事は第十九条第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、指定をした区域及び市場再編整備計画を農林水産大臣に報告しなければならぬ。</p>

改正案	現行
<p>（生産出荷近代化計画の樹立）</p> <p>第八条 野菜指定産地の区域を管轄する都道府県知事は、野菜指定産地ごとに、政令で定めるところにより、当該指定野菜の生産及び出荷の近代化を図るための計画（以下「生産出荷近代化計画」という。）をたてなければならぬ。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 都道府県知事は、生産出荷近代化計画をたてたときは、遅滞なく、これを農林水産大臣に提出するとともに、その概要を公表するよう努めなければならない。</p> <p>（生産出荷近代化計画の変更）</p> <p>第九条 都道府県知事は、生産出荷近代化計画を変更したときは、遅滞なく、その変更の内容を農林水産大臣に届け出るよう努めなければならない。</p> <p>い。</p> <p>2 前条第五項及び第六項の規定は、生産出荷近代化計画の変更について準用する。この場合において、同項中「遅滞なく、これを農林水産大臣に提出するとともに」とあるのは、「遅滞なく」と読み替えるものとする。</p>	<p>（生産出荷近代化計画の樹立）</p> <p>第八条 野菜指定産地の区域を管轄する都道府県知事は、野菜指定産地ごとに、政令で定めるところにより、当該指定野菜の生産及び出荷の近代化を図るための計画（以下「生産出荷近代化計画」という。）をたて、これを農林水産大臣に提出しなければならない。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 都道府県知事は、生産出荷近代化計画をたてたときは、遅滞なく、その概要を公表するよう努めなければならない。</p> <p>（生産出荷近代化計画の変更）</p> <p>第九条 都道府県知事は、生産出荷近代化計画を変更したときは、遅滞なく、その変更の内容を農林水産大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 前条第五項及び第六項の規定は、生産出荷近代化計画の変更について準用する。</p>

○ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）（抄）（第四十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（農用地区域内における開発行為の制限） 第十五条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市町村長は、前項の規定により許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請書に意見を付すことができる。</p> <p>4～8（略）</p>	<p>（農用地区域内における開発行為の制限） 第十五条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市町村長は、前項の規定により許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、これに意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。</p> <p>4～8（略）</p>

改正案	現行
<p>（許可の申請）                      第十六条（略）</p> <p>2 開設者は、前項の申請書を受理したときは、遅滞なく、その申請書を農林水産大臣に進達しなければならない。この場合において、当該開設者は、申請者が当該中央卸売市場において卸売の業務を行うことについての意見を付すことができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（卸売業務の許可）                      第五十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の地方卸売市場を開設する者は、第一項の許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、申請者が当該地方卸売市場において卸売の業務を行うことについての意見を付して、その申請書を都道府県知事に進達しなければならない。</p>	<p>（許可の申請）                      第十六条（略）</p> <p>2 開設者は、前項の申請書を受理したときは、遅滞なく、申請者が当該中央卸売市場において卸売の業務を行なうことについての意見を附して、その申請書を農林水産大臣に進達しなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>（卸売業務の許可）                      第五十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第十六条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の申請書」とあるのは「第五十八条第一項の許可の申請書」と、「当該中央卸売市場」とあるのは「当該地方卸売市場」と、「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>（農用地利用規程） 第二十三条（略） 2～7（略） 8 同意市町村は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するよう努めなければならない。 9・10（略） （事務の区分） 第三十七条 第五条第一項及び第四項から第六項まで、<u>第六条第五項</u>、第七条第一項及び第四項（第八条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第二十九条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）<u>第二条第九項第一号</u>に規定する第一号法定受託事務とする。</p>	<p>（農用地利用規程） 第二十三条（略） 2～7（略） 8 同意市町村は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。 9・10（略） （事務の区分） 第三十七条 第五条第一項及び第四項から第六項まで、<u>第六条第六項</u>、第七条第一項及び第四項（第八条第二項において準用する場合を含む。）、第八条第一項、第九条から第十一条まで並びに第二十九条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法<u>第二条第九項第一号</u>に規定する第一号法定受託事務とする。</p>

改正案	現行
<p>（試験事務の委任） 第三十一条の三（略）</p> <p>2（略） （削る）</p> <p>3（略）</p>	<p>（試験事務の委任） 第三十一条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の規定により指定試験機関にその試験事務を行わせることとしたとき、又は当該行わせることとした試験事務を行わせないこととしたときは、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。</p> <p>4（略）</p>

改正案	現行
<p>第三十一条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（削る）</p> <p>3  第一項の規定により協会又は指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事（前条第二項の規定による経済産業大臣の権限に属する事務を第七十八条の四の規定に基づく政令の規定により行うこととされている都道府県知事を含む。第五十八条の六第二項、第五十九条の三十の二第二項及び第七十四条の二第二項において同じ。）は、当該行わせることとした試験事務を行わないこととするときは、その六月前までに、その旨を協会又は指定試験機関に通知しなければならない。</p>	<p>第三十一条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3  <u>都道府県知事（前条第二項の規定による経済産業大臣の権限に属する事務を第七十八条の四の規定に基づく政令の規定により行うこととされている都道府県知事を含む。次項、第五十八条の六第二項、第五十九条の三十の二第二項及び第七十四条の二第二項において同じ。）は、第一項の規定により協会若しくは指定試験機関にその試験事務を行わせることとしたとき、又は当該行わせることとした試験事務を行わせることとしたときは、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。</u></p> <p>4  第一項の規定により協会又は指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事は、当該行わせることとした試験事務を行わないこととするときは、その六月前までに、その旨を協会又は指定試験機関に通知しなければならない。</p>

○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）（抄）（第四十八条関係） （傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>第三十八条の六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>3  （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>第三十八条の六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3  都道府県知事は、第一項の規定により協会若しくは指定試験機関にその試験事務を行わせることとしたとき、又は当該行わせることとした試験事務を行わせないこととしたときは、その旨を経済産業大臣に報告しなければならない。</p> <p>4  （略）</p>

○ 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）（抄）（第四十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">（振興計画） 第四条（略）</p> <p>2  都道府県知事は、前項の振興計画を受理し、経済産業大臣に送付するときは、当該振興計画に<u>関し意見を付すことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">（振興計画） 第四条（略）</p> <p>2  都道府県知事は、前項の振興計画を受理したときは、これを検討し、<u>意見を付して、経済産業大臣に送付するものとする。</u></p>

改正案	現行
<p>（審査会の組織）</p> <p>第二十五条の二 審査会は、委員をもつて組織し、中央審査会の委員の定数は、十五人以内とする。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（監督処分公告等）</p> <p>第二十九条の五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者監督処分簿を公衆の閲覧に供しなければならない。</p>	<p>（審査会の組織）</p> <p>第二十五条の二 審査会は、委員十五人以内をもつて組織する。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>（監督処分公告等）</p> <p>第二十九条の五 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 建設業者監督処分簿は、第十三条（第十七条において準用する場合を含む。）に規定する閲覧所において公衆の閲覧に供しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（都道府県水防協議会）            第八条（略）            2（略）            3 都道府県水防協議会は、<u>会長及び委員をもつて組織する。</u>            4・5（略）</p> <p>（水防協議会）            第三十四条（略）            2（略）            3 指定管理団体の水防協議会は、<u>会長及び委員をもつて組織する。</u>            4・5（略）</p>	<p>（都道府県水防協議会）            第八条（略）            2（略）            3 都道府県水防協議会は、<u>会長一人及び委員十五人以内で組織する。</u>            4・5（略）</p> <p>（水防協議会）            第三十四条（略）            2（略）            3 指定管理団体の水防協議会は、<u>会長一人及び委員二十五人以内で組織する。</u>            4・5（略）</p>

改正案	現行
<p>（公開による意見の聴取）</p> <p>第七十二条（略）</p> <p>2 建築主事を置く市町村以外の市町村の長は、前項の意見の聴取をした後、遅滞なく、当該建築協定書を、同項の規定による意見の聴取の記録を添えて、都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、当該市町村の長は、当該建築協定書の内容について意見があるときは、その意見を付さなければならない。</p> <p>（建築審査会の組織）</p> <p>第七十九条 建築審査会は、委員五人以上をもつて組織する。</p> <p>2（略）</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第九十七条の五（略）</p> <p>2 第七十条第四項（第七十四条第二項（第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）、第七十一条（第七十四条第二項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）、第七十二条（同条第二項の規定により建築協定書に意見を付する事務に係る部</p>	<p>（公開による意見の聴取）</p> <p>第七十二条（略）</p> <p>2 建築主事を置く市町村以外の市町村の長は、前項の意見の聴取をした後、遅滞なく、当該建築協定書を、これに対する意見及び前項の規定による意見の聴取の記録を添えて、都道府県知事に送付しなければならない。</p> <p>（建築審査会の組織）</p> <p>第七十九条 建築審査会は、委員五人又は七人をもつて、組織する。</p> <p>2（略）</p> <p>（事務の区分）</p> <p>第九十七条の五（略）</p> <p>2 第七十条第四項（第七十四条第二項（第七十六条の三第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）、第七十一条（第七十四条第二項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）、第七十二条（同条第二項の規定により建築協定書に意見を添える事務に係る部</p>

分を除き、第七十四条第二項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）及び第七十三条第三項（第七十四条第二項、第七十五条の二第四項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（建築主事を置かない市町村に限る。）が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

分を除き、第七十四条第二項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）及び第七十三条第三項（第七十四条第二項、第七十五条の二第四項及び第七十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（建築主事を置かない市町村に限る。）が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

○ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）（抄）（第五十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>（建築士審査会の組織） 第二十九条 中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会は、委員をもつて組織し、中央建築士審査会の委員の定数は、十人以内とする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（建築士審査会の組織） 第二十九条 中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会は、それぞれ委員十人以内をもつて組織する。</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（委員会） 第三十五条（略）</p> <p>2（略） （削る）</p> <p>（収支報告） 第四十九条 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、国土交通省令で定めるところにより、その業務に関する収入及び支出その他港湾に関する報告を毎年一回作成して公表しなければならない。</p> <p>2  国土交通大臣は、必要があると認めるときは、港務局に対し、前項の報告の写しの提出を求めることができる。</p> <p>（港湾管理者の協議会の設置等） 第五十条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3  国土交通大臣は、必要があると認めるときは、港務局に対し、その加入する第一項の協議会の設置の有無について報告を求め、及び当該協議</p>	<p>（委員会） 第三十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3  港湾管理者としての地方公共団体は、第一項の委員会を設置したときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。</p> <p>（収支報告） 第四十九条 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、国土交通省令で定めるところにより、その業務に関する収入及び支出その他港湾に関する報告を毎年一回作成して公表するとともに、その写しを国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>（新設） （港湾管理者の協議会の設置等） 第五十条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3  港湾管理者は、第一項の協議会の規約を定め、又は変更したときは、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。</p>

4・5 (略) 会が設置された場合には、その規約の提出を求めることができる。

4・5 (略)

改正案	現行
<p>（市町村又は土地改良区等が行う国土調査の指定）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 都道府県知事は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、遅滞なく、政令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。</p> <p>（地籍調査に関する都道府県計画等）</p> <p>第六条の三（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第二項の事業計画が定められた場合においては、都道府県知事は、遅滞なく、政令で定めるところによりこれを公表するよう努めるとともに、関係市町村又は土地改良区等に通知しなければならない。</p> <p>（事業計画の実施等）</p> <p>第六条の四 都道府県、市町村又は土地改良区等は、前条第二項の規定により定められた事業計画に基づく地籍調査を行うものとする。</p> <p>2（略）</p>	<p>（市町村又は土地改良区等が行う国土調査の指定）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 都道府県知事は、第三項の規定により国土調査の指定をした場合においては、遅滞なく、政令で定めるところにより、公示しなければならない。</p> <p>（地籍調査に関する都道府県計画等）</p> <p>第六条の三（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第二項の事業計画が定められた場合においては、都道府県知事は、遅滞なく、政令で定めるところにより公示するとともに、関係市町村又は土地改良区等に通知しなければならない。</p> <p>（事業計画の実施等）</p> <p>第六条の四 都道府県、市町村又は土地改良区等は、前条第五項の規定により公示された事業計画に基づく地籍調査を行うものとする。</p> <p>2（略）</p>

(標識等の保全)

第三十一条 (略)

2 前条第二項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係る標識等について滅失、破損その他異状があることを発見した場合においては、遅滞なく、その旨を当該標識等を設置した者に通知するよう努めなければならない。

(標識等の保全)

第三十一条 (略)

2 前条第二項の規定による通知を受けた市町村長は、当該通知に係る標識等について滅失、破損その他異状があることを発見した場合においては、遅滞なく、その旨を当該標識等を設置した者に通知しなければならない。

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（事業の認定の告示）</p> <p style="text-align: center;">第二十六条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、直ちに、国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（事業の認定の告示）</p> <p style="text-align: center;">第二十六条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、直ちに、国土交通大臣にその旨を報告し、<u>国土交通大臣の要求があつた場合において</u>は、事業の認定に関する書類の写を送付しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 宅地造成工事規制区域（第三条―第七条）</p> <p>第三章 宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事等の規制（第八条―第十九条）</p> <p>第四章 造成宅地防災区域（第二十条）</p> <p>第五章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置（第二十一条―第二十三条）</p> <p>第六章 雑則（第二十四条・第二十五条）</p> <p>第七章 罰則（<u>第二十六条</u>―<u>第三十条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（宅地造成工事規制区域）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該宅地造成工事規制区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 宅地造成工事規制区域（第三条―第七条）</p> <p>第三章 宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事等の規制（第八条―第十九条）</p> <p>第四章 造成宅地防災区域（第二十条）</p> <p>第五章 造成宅地防災区域内における災害の防止のための措置（第二十一条―第二十三条）</p> <p>第六章 雑則（第二十四条―<u>第二十六条</u>）</p> <p>第七章 罰則（<u>第二十七条</u>―<u>第三十一条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（宅地造成工事規制区域）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該宅地造成工事規制区域を公示するとともに、その旨を国土交通大臣に報告し、かつ、関係市町村長に通知しなければならない。</p>

4 (略)	(削る)	<p>第二十五条 (略)</p> <p>第七章 罰則</p> <p>第二十六条～第三十条 (略)</p>
4 (略)	(権限の委任)	<p>第二十五条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>第七章 罰則</p> <p>第二十七条～第三十一条 (略)</p>

改正案	現行
<p>（都道府県知事等の經由）</p> <p>第四十四条（略）</p> <p>2 都道府県知事又は市長は、前項の書類を受け取つたときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、都道府県知事又は市長は、当該書類の内容について意見があるときは、その意見を付さなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（都道府県知事等の經由）</p> <p>第四十四条（略）</p> <p>2 都道府県知事又は市長は、前項の書類を受け取つたときは、意見を附して、遅滞なく、これを国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）（抄）（第五十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（損失補償の申請）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 前項の場合において、都道府県知事は、同項の申請書の内容について意見があるときはその意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを国土交通大臣に送付しなければならない。</p> <p>3 国土交通大臣は、<u>第一項の申請書</u>を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償金の額を決定し、遅滞なく、これを都道府県知事を経由して当該申請者に通知しなければならない。</p>	<p>（損失補償の申請）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを国土交通大臣に送付しなければならない。</p> <p>3 国土交通大臣は、<u>前項の書類</u>を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償金の額を決定し、遅滞なく、これを都道府県知事を経由して当該申請者に通知しなければならない。</p>

○ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）（抄）（第六十条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（土砂等の運搬に関する事業を行なう者の団体） 第十二条（略） 2（略） （削る）</p>	<p>（土砂等の運搬に関する事業を行なう者の団体） 第十二条（略） 2（略） 3   都道府県知事は、第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を国土交通大臣及び関係各大臣に通知するものとする。</p>

改正案	現行
<p>（都市計画の告示等）</p> <p>第二十条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定したときは、その旨を告示し、かつ、都道府県にあつては関係市町村長に、市町村にあつては都道府県知事に、第十四条第一項に規定する図書の写しを送付しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（国土交通大臣の定める都市計画）</p> <p>第二十二條 二以上の都府県の区域にわたる都市計画区域に係る都市計画は、国土交通大臣及び市町村が定めるものとする。この場合においては、第十五条、第十五条の二、第十七条第一項及び第二項、第二十一条第一項、第二十一条の二第一項及び第二項並びに第二十一条の三中「都道府県」とあり、並びに第十九条第三項から第五項までの規定中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、第十七条の二中「都道府県又は市町村」とあるのは「市町村」と、第十八条第一項及び第二項中「都道府県は」とあるのは「国土交通大臣は」と、第十九条第四項中「都道府県が」とあるのは「国土交通大臣が」と、第二十条第一項、第二十一条の四及び前条中「都道府県又は」とあるのは「国土交通大臣又は」と、第二十条第一項中「都道府県にあつては関係市町村長」とあるのは「国</p>	<p>（都市計画の告示等）</p> <p>第二十条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定したときは、その旨を告示し、かつ、都道府県にあつては国土交通大臣及び関係市町村長に、市町村にあつては国土交通大臣及び都道府県知事に、第十四条第一項に規定する図書の写しを送付しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（国土交通大臣の定める都市計画）</p> <p>第二十二條 二以上の都府県の区域にわたる都市計画区域に係る都市計画は、国土交通大臣及び市町村が定めるものとする。この場合においては、第十五条、第十五条の二、第十七条第一項及び第二項、第二十一条第一項、第二十一条の二第一項及び第二項並びに第二十一条の三中「都道府県」とあり、並びに第十九条第三項から第五項までの規定中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣」と、第十七条の二中「都道府県又は市町村」とあるのは「市町村」と、第十八条第一項及び第二項中「都道府県は」とあるのは「国土交通大臣は」と、第十九条第四項中「都道府県が」とあるのは「国土交通大臣が」と、第二十条第一項、第二十一条の四及び前条中「都道府県又は」とあるのは「国土交通大臣又は」と、第二十条第一項中「都道府県にあつては国土交通大臣」とあるのは「国</p>

国土交通大臣にあつては関係都府県知事及び関係市町村長」と、「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣及び都府県知事」とする。

2・3 (略)

(開発審査会)

第七十八条 (略)

2 開発審査会は、委員五人以上をもつて組織する。

3～8 (略)

国土交通大臣にあつては関係都府県知事」とする。

2・3 (略)

(開発審査会)

第七十八条 (略)

2 開発審査会は、委員五人又は七人をもつて組織する。

3～8 (略)

改正案	現行
<p>（技術的援助の請求）</p> <p>第二百二十九条 個人施行者若しくは再開発会社とならうとする者又は組合を設立しようとする者は都道府県知事及び市町村長に対し、個人施行者、組合又は再開発会社は市町村長に対し、市街地再開発事業の施行の準備又は施行のために、それぞれ市街地再開発事業に關し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。</p> <p>（大都市等の特例）</p> <p>第三百三十七条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務（都道府県が施行する市街地再開発事業に係る事務を除く。）で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第二項の中核市（以下この条において「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市、中核市又は特例市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政</p>	<p>（技術的援助の請求）</p> <p>第二百二十九条 個人施行者若しくは再開発会社とならうとする者、組合又は再開発会社を設立しようとする者は都道府県知事及び市町村長に対し、個人施行者、組合又は再開発会社は市町村長に対し、市街地再開発事業の施行の準備又は施行のために、それぞれ市街地再開発事業に關し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。</p> <p>（大都市等の特例）</p> <p>第三百三十七条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務（都道府県が施行する市街地再開発事業及び第七条の九又は第十一条に係る事務を除く。）で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）、同法第二百五十二条の二十二第二項の中核市（以下この条において「中核市」という。）及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市（以下この条において「特例市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市、中核市又は特例市（以下この条において「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この法</p>

令中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

改正案	現行
<p>（都道府県知事等の經由）</p> <p>第四十条（略）</p> <p>2 都道府県知事又は市長は、前項の書類を受け取つたときは、遅滞なく、これを国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、都道府県知事又は市長は、当該書類の内容について意見があるときは、その意見を付さなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（都道府県知事等の經由）</p> <p>第四十条（略）</p> <p>2 都道府県知事又は市長は、前項の書類を受け取つたときは、意見を附して、遅滞なく、これを国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（評価員）</p> <p>第二十八条 地方公共団体の長は、地方公共団体が施行する新都市基盤整備事業ごとに、土地の評価について経験を有する者を、審議会の同意を得て、評価員に選任しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（評価員）</p> <p>第二十八条 地方公共団体の長は、地方公共団体が施行する新都市基盤整備事業ごとに、土地の評価について経験を有する者三人以上を、審議会の同意を得て、評価員に選任しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（都道府県計画）            第七条（略）            2（略）            3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴かなければならない。            4～9（略）            （市町村計画）            第八条（略）            2（略）            （削る）            3～5（略）            6 前三項の規定は、市町村計画の変更について準用する。            （許可申請の手続）            第十五条（略）            2 市町村長は、前項の規定により申請書を受理したときは、遅滞なく、</p>	<p>（都道府県計画）            第七条（略）            2（略）            3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第三十八条第一項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴くとともに、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。            4～9（略）            （市町村計画）            第八条（略）            2（略）            3 市町村は、市町村計画を定める場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。            4～6（略）            7 第三項から前項までの規定は、市町村計画の変更について準用する。            （許可申請の手続）            第十五条（略）            2 市町村長は、前項の規定により申請書を受理したときは、遅滞なく、</p>

これを都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、市町村長は、当該申請書の内容について意見があるときは、その意見を付さなければならない。

(土地利用審査会)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 土地利用審査会は、委員五人以上で組織する。

4～10 (略)

その意見を付して、これを都道府県知事に送付しなければならない。

(土地利用審査会)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 土地利用審査会は、委員七人で組織する。

4～10 (略)

改 正 案	現 行
<p>（行為の届出等）</p> <p>第十条 沿道地区計画の区域（第九条第四項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められている沿道再開発等促進区又は沿道地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 第十条の四の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された次条第一項の権利に係る土地において当該沿道整備権利移転等促進計画に定められた土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他同条第二項第六号の国土交通省令で定める行為に関する事項に従つて行う行為</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（沿道整備権利移転等促進計画の公告）</p>	<p>（行為の届出等）</p> <p>第十条 沿道地区計画の区域（第九条第四項第一号に規定する施設の配置及び規模が定められている沿道再開発等促進区又は沿道地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為を行おうとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 第十条の四第一項の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された次条第一項の権利に係る土地において当該沿道整備権利移転等促進計画に定められた土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他同条第二項第六号の国土交通省令で定める行為に関する事項に従つて行う行為</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（沿道整備権利移転等促進計画の公告）</p>

第十条の四 (略)

(削る)

(公告の効果)

第十条の五 前条の規定による公告があつたときは、その公告があつた沿道整備権利移転等促進計画の定めるところによつて所有権が移転し、又は地上権若しくは賃借権が設定され、若しくは移転する。

(登記の特例)

第十条の六 第十条の四の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の特例を定めることができる。

(開発許可の特例)

第十条の七 第十条の四の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画（指定都市等以外の市町村が定めたものにあつては、第十条の二第四項の同意を得たものに限る。次項において同じ。）に定められた事項に従つて行われる都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（同法第三十四条各号に掲げるものを除く。）は、同法第三十四条の規定の

第十条の四 (略)

2 市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。ただし、第十条の二第四項の同意を得た沿道整備権利移転等促進計画について前項の規定による公告を行う場合については、この限りでない。

(公告の効果)

第十条の五 前条第一項の規定による公告があつたときは、その公告があつた沿道整備権利移転等促進計画の定めるところによつて所有権が移転し、又は地上権若しくは賃借権が設定され、若しくは移転する。

(登記の特例)

第十条の六 第十条の四第一項の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の特例を定めることができる。

(開発許可の特例)

第十条の七 第十条の四第一項の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画（指定都市等以外の市町村が定めたものにあつては、第十条の二第四項の同意を得たものに限る。次項において同じ。）に定められた事項に従つて行われる都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（同法第三十四条各号に掲げるものを除く。）は、同法第三十四条の

適用については、同条第十四号に掲げる開発行為とみなす。

2 都道府県知事又は指定都市等の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の区域内において、第十条の四の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画に定められた事項に従つて行われる建築行為等（建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は同法第四条第十一項に規定する第一種特定工作物の新設をいう。以下この項において同じ。）について、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

規定の適用については、同条第十四号に掲げる開発行為とみなす。

2 都道府県知事又は指定都市等の長は、市街化調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の規定による許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発区域以外の区域内において、第十条の四第一項の規定による公告があつた沿道整備権利移転等促進計画に定められた事項に従つて行われる建築行為等（建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は同法第四条第十一項に規定する第一種特定工作物の新設をいう。以下この項において同じ。）について、同法第四十三条第一項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の基準の例に準じて定められた基準に適合するときは、その許可をしなければならない。

改正案	現行
<p>（行為の届出等）</p> <p>第三十三条 防災街区整備地区計画の区域（地区防災施設の区域（特定地区防災施設が定められている場合にあっては、当該特定地区防災施設の区域及び特定建築物地区整備計画）又は防災街区整備地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 第三十六条の規定による公告があつた防災街区整備権利移転等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された次条第一項に規定する権利に係る土地において当該防災街区整備権利移転等促進計画に定められた土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他同条第二項第六号に規定する国土交通省令で定める行為に関する事項に従つて行う行為</p> <p>七（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（行為の届出等）</p> <p>第三十三条 防災街区整備地区計画の区域（地区防災施設の区域（特定地区防災施設が定められている場合にあっては、当該特定地区防災施設の区域及び特定建築物地区整備計画）又は防災街区整備地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 第三十六条第一項の規定による公告があつた防災街区整備権利移転等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された次条第一項に規定する権利に係る土地において当該防災街区整備権利移転等促進計画に定められた土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他同条第二項第六号に規定する国土交通省令で定める行為に関する事項に従つて行う行為</p> <p>七（略）</p> <p>2・3（略）</p>

(防災街区整備権利移転等促進計画の公告)

第三十六条 (略)

(削る)

(公告の効果)

第三十七条 前条の規定による公告があつたときは、その公告があつた防災街区整備権利移転等促進計画の定めるところによって所有権が移転し、又は地上権若しくは賃借権が設定され、若しくは移転する。

(登記の特例)

第三十八条 第三十六条の規定による公告があつた防災街区整備権利移転等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)の特例を定めることができる。

(防災街区整備審査会)

第百八十七条 (略)

2 (略)

3 防災街区整備審査会は、五人以上であつて施行規程で定める数の委員

(防災街区整備権利移転等促進計画の公告)

第三十六条 (略)

2 市町村は、都市計画法第十九条第三項に規定する政令で定める事項に係る権利の移転等をその内容とする防災街区整備権利移転等促進計画について前項の規定による公告をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(公告の効果)

第三十七条 前条第一項の規定による公告があつたときは、その公告があつた防災街区整備権利移転等促進計画の定めるところによって所有権が移転し、又は地上権若しくは賃借権が設定され、若しくは移転する。

(登記の特例)

第三十八条 第三十六条第一項の規定による公告があつた防災街区整備権利移転等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)の特例を定めることができる。

(防災街区整備審査会)

第百八十七条 (略)

2 (略)

3 防災街区整備審査会は、五人から二十人までの範囲内において、施行

4・5 (略)  
をもって組織する。

4・5 (略)  
規程で定める数の委員をもって組織する。

○ 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）（抄）（第六十八条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(使用の認可の告示等) 第二十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の規定による告示をしたときは、直ちに、国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(使用の認可の告示等) 第二十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の規定による告示をしたときは、直ちに、国土交通大臣にその旨を報告し、国土交通大臣の要求があつた場合においては、使用の認可に関する書類の写しを送付しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（抄）（第六十九条関係）（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">（建築物特定事業の実施） 第三十五条（略） 2～4（略） （削る）</p> <p>5   前二項の規定は、建築物特定事業計画の変更について準用する。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">（建築物特定事業の実施） 第三十五条（略） 2～4（略）</p> <p>5   建築主事を置かない市町村の市町村長は、前項の規定により送付され た建築物特定事業計画を都道府県知事に送付しなければならない。</p> <p>6   前三項の規定は、建築物特定事業計画の変更について準用する。</p>

改正案	現行
<p>（軌道運送高度化実施計画の認定）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を經由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村は、当該軌道運送高度化実施計画を検討し、<u>意見があるときは当該意見を付して</u>、国土交通大臣に送付するものとする。</p> <p>3～9（略）</p> <p>（道路運送高度化実施計画の認定）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を經由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村は、当該道路運送高度化実施計画を検討し、<u>意見があるときは当該意見を付して</u>、国土交通大臣に送付するものとする。</p> <p>3～9（略）</p> <p>（海上運送高度化実施計画の認定）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を經由して行わな</p>	<p>（軌道運送高度化実施計画の認定）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を經由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村は、当該軌道運送高度化実施計画を検討し、<u>意見を付して</u>、国土交通大臣に送付するものとする。</p> <p>3～9（略）</p> <p>（道路運送高度化実施計画の認定）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を經由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村は、当該道路運送高度化実施計画を検討し、<u>意見を付して</u>、国土交通大臣に送付するものとする。</p> <p>3～9（略）</p> <p>（海上運送高度化実施計画の認定）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を經由して行わな</p>

ればならない。この場合において、関係する市町村は、当該海上運送高度化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3～8 (略)

(乗継円滑化実施計画の認定)

第二十二條 (略)

2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を経由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村は、当該乗継円滑化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3～9 (略)

ればならない。この場合において、関係する市町村は、当該海上運送高度化実施計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3～8 (略)

(乗継円滑化実施計画の認定)

第二十二條 (略)

2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を経由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村は、当該乗継円滑化実施計画を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3～9 (略)

改正案	現行
<p>（指定）</p> <p>第四十九条（略）</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。</p> <p>（指定の取消し等）</p> <p>第五十三条（略）</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>（指定）</p> <p>第四十九条（略）</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地をそれぞれ官報又は都道府県の公報で公示しなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項をそれぞれ官報又は都道府県の公報で公示しなければならない。</p> <p>（指定の取消し等）</p> <p>第五十三条（略）</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨をそれぞれ官報又は都道府県の公報で公示しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（組織等）</p> <p>第四十五条（削る）</p> <p>公害健康被害認定審査会は、医学、法学その他公害に係る健康被害の補償に<del>関し</del>学識経験を有する者のうちから、都道府県知事又は第四条第三項の政令で定める市の長が任命する委員をもつて組織する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3  第一項に定めるもののほか、公害健康被害認定審査会の組織、運営その他公害健康被害認定審査会に<del>関し</del>必要な事項は、都道府県又は第四条第三項の政令で定める市の条例で定める。</p> <p>第四百四十五条 第二十三条第三項、<u>第四十五条第二項</u>又は第二百二十三条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>（組織等）</p> <p>第四十五条 公害健康被害認定審査会は、委員十五人以内で組織する。</p> <p>2  委員は、医学、法学その他公害に係る健康被害の補償に<del>関し</del>学識経験を有する者のうちから、都道府県知事又は第四条第三項の政令で定める市の長が任命する。</p> <p>3 （略）</p> <p>4  第一項及び第二項に定めるもののほか、公害健康被害認定審査会の組織、運営その他公害健康被害認定審査会に<del>関し</del>必要な事項は、都道府県又は第四条第三項の政令で定める市の条例で定める。</p> <p>第四百四十五条 第二十三条第三項、<u>第四十五条第三項</u>又は第二百二十三条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（指定検査機関） 第五十七条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、環境省令で定める事項を公示しなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（指定検査機関） 第五十七条（略）</p> <p>2 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、環境省令で定める事項を当該都道府県の公報に公示しなければならない。</p> <p>3（略）</p>

改正案	現行
<p>（基本指針）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>（特別保護地区）</p> <p>第二十九条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第二項の規定は第一項の規定による指定の変更について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第四条第四項及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第四条第四項の場合にあつては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項並びに第二十八条第二項から第六項までの規定は第一項の規定による指定及びその変更（同条第三項から第六項までの場合にあつては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について準用する。</p>	<p>（基本指針）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>（特別保護地区）</p> <p>第二十九条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第二項の規定は第一項の規定による指定の変更について、第三条第三項の規定は第一項の規定により環境大臣が行う指定及びその変更（特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第四条第四項及び第十二条第四項の規定は第一項の規定により都道府県知事が行う指定及びその変更（第四条第四項の場合にあつては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について、第十五条第二項、第三項、第十三項及び第十四項並びに第二十八条第二項から第六項までの規定は第一項の規定による指定及びその変更（同条第三項から第六項までの場合にあつては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するものに限る。）について準用する。</p>

この場合において、第十二条第四項中「環境大臣に届け出なければ」とあるのは「特別保護地区の存続期間の終了後引き続き当該特別保護地区の区域と同一の区域を特別保護地区として指定する場合又は特別保護地区の存続期間を延長する場合にあっては環境大臣に届け出、これら以外の場合にあっては環境大臣に協議しなければ」と、第十五条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十九条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

5 (略)

6 環境大臣は、第四項の規定により読み替えて準用する第十二条第四項の規定による協議を受けた場合（第一項の規定による指定の変更の場合にあっては、特別保護地区の区域を拡張するときに限る。）は、農林水産大臣に協議しなければならない。

7  
7  
10 (略)

この場合において、第十二条第四項中「届け出なければ」とあるのは「協議しなければ」と、第十五条第二項中「その旨並びにその名称、区域及び存続期間」とあるのは「その旨並びに特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針」と、同条第三項中「前項の規定による公示」とあるのは「第二十九条第四項において読み替えて準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

5 (略)

6 環境大臣は、第四項の規定により読み替えて準用する第十二条第四項の規定による協議を受けた場合（第一項の規定による指定の変更の場合にあっては、特別保護地区の区域を拡張し、又は存続期間を延長するときに限る。）は、農林水産大臣に協議しなければならない。

7  
7  
10 (略)

○ 特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（仲裁委員会） 第三十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 労働関係調整法第三十一条の三から第三十四条まで及び第四十三条の規定は、仲裁委員会、仲裁及び裁定について準用する。この場合において、同法第三十一条の五中「委員又は特別調整委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。</p>	<p>（仲裁委員会） 第三十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 労働関係調整法第三十一条の三から第三十四条まで及び第四十三条の規定は、仲裁委員会、仲裁及び裁定について準用する。この場合において、第三十一条の四中「仲裁委員二人以上」とあるのは「仲裁委員の過半数」と、第三十一条の五中「委員又は特別調整委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>(職員の派遣のあつせん)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法第百二十四条第一項の規定による職員(指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(次条において「特定地方公共機関」という。))の職員に限る。)の派遣についてあつせんを求めることができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣のあつせん)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法第九十一条第一項の規定による職員(指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(次条において「特定地方公共機関」という。))の職員に限る。)の派遣についてあつせんを求めることができる。</p> <p>3 (略)</p>

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）（附則第十三条関係）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（職員の派遣のあっせん）            第百五十二条（略）</p> <p>2 都道府県知事等又は市町村長等は、国民の保護のための措置の実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に対し、都道府県知事等にあつては地方自治法第百五十二条の十七第一項の職員の派遣について、市町村長等にあつては同項の職員又は地方独立行政法第百二十四条第一項の職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項の特定地方独立行政法人（次条において「特定指定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣について、あっせんを求めることができる。</p> <p>3（略）</p>	<p>（職員の派遣のあっせん）            第百五十二条（略）</p> <p>2 都道府県知事等又は市町村長等は、国民の保護のための措置の実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に対し、都道府県知事等にあつては地方自治法第百五十二条の十七第一項の職員の派遣について、市町村長等にあつては同項の職員又は地方独立行政法第九十一条第一項の職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項の特定地方独立行政法人（次条において「特定指定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣について、あっせんを求めることができる。</p> <p>3（略）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>(職員の派遣義務)</p> <p>第四十三条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに特定指定公共機関及び特定指定地方公共機関(指定地方公共機関である地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)は、前条第一項の規定による要請又は地方自治法第二百五十二条の十七第一項若しくは地方独立行政法人法第二百二十四条第一項の規定による求めがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。</p>	<p>(職員の派遣義務)</p> <p>第四十三条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに特定指定公共機関及び特定指定地方公共機関(指定地方公共機関である地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)は、前条第一項の規定による要請又は地方自治法第二百五十二条の十七第一項若しくは地方独立行政法人法第九十一条第一項の規定による求めがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（職員引継一般地方独立行政法人の役職員に係る特例）</p> <p>第四百四十一条の二 職員引継一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する移行型一般地方独立行政法人であつて同項の規定により設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）の職員が当該移行型一般地方独立行政法人の同法第二十条に規定する職員となつたものをいう。以下この条及び第四百四十四条の三第一項第十一号において同じ。）の役職員（同法第十二条に規定する役員及び職員引継一般地方独立行政法人に使用され、職員引継一般地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。）のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者（地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第四項中「特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人（第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」と、「組合の組合員」とあるのは「組合（職員引継一般地方独立行政法人が公立大学法人（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をい</p>	<p>（職員引継一般地方独立行政法人の役職員に係る特例）</p> <p>第四百四十一条の二 職員引継一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する移行型一般地方独立行政法人であつて同項の規定により設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）の職員が当該移行型一般地方独立行政法人の同法第二十条に規定する職員となつたものをいう。以下この条及び第四百四十四条の三第一項第十一号において同じ。）の役職員（同法第十二条に規定する役員及び職員引継一般地方独立行政法人に使用され、職員引継一般地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。）のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者（地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第四項中「特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人（第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」と、「組合の組合員」とあるのは「組合（職員引継一般地方独立行政法人が公立大学法人（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をい</p>

う。)である場合には、公立学校共済組合)の組合員」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第三百三十八条及び第四百四十四条の三十一(見出しを含む。)中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」とする。

(定款変更一般地方独立行政法人の役職員に係る特例)

第四百四十一条の三 定款変更一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法

第六十七条の二に規定する定款変更後の一般地方独立行政法人をいう。

以下この条及び第四百四十四条の三第一項第十一号において同じ。)の役

職員(同法第十二条に規定する役員及び定款変更一般地方独立行政法人に使用され、定款変更一般地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。)のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者(地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。)は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第四項中「特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)」とあ

う。)である場合には、公立学校共済組合)の組合員」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第九章及び第四百四十四条の三十一(見出しを含む。)中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」とする。

(新設)

るのは「定款変更一般地方独立行政法人（第四百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第三百三十八条及び第四百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「特定地方独立行政法人」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人」とする。

（職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員に係る特例）

第四百四十一条の四 職員引継等合併一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第十二条第一項に規定する新設合併により設立された地方独立行政法人であつて、前二条又はこの条の規定によりその役職員（同法第十二条に規定する役員及び当該地方独立行政法人に使用され、当該地方独立行政法人から給与を受ける者をいう。以下この条において同じ。）のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者（地方公務員の休職又は停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他主務省令で定める者を含む。以下この条において同じ。）が職員とみなされる地方独立行政法人のみを同項第一号に規定する新設合併消滅法人とするものをいう。以下この条及び第四百四十四条の三第一項第十

（新設）

一号において同じ。）の役職員のうち常時勤務することを要しない者及び臨時に使用される者以外の者は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、第三条第四項中「特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人（第四百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」と、「組合の組合員」とあるのは「組合（職員引継等合併一般地方独立行政法人が公立大学法人（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）である場合には、公立学校共済組合）の組合員」と、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第三百三十八条及び第四百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人」とする。

（団体職員の取扱い）

第四百四十四条の三 次に掲げる団体（以下「団体」という。）に使用される者で、団体から給与を受けるものうち役員、常時勤務に服すること  
を要しない者及び臨時に使用される者以外の者（地方公務員の休職又は

（団体職員の取扱い）

第四百四十四条の三 次に掲げる団体（以下「団体」という。）に使用される者で、団体から給与を受けるものうち役員、常時勤務に服すること  
を要しない者及び臨時に使用される者以外の者（地方公務員の休職又は

停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他総務省令で定める者を含む。以下「団体職員」という。）は、職員とみなして、この法律の規定(第二条第一項第二号、第四十二条(短期給付に係る部分に限る。)、第四十三条第二項、第四十四条第一項、第四十九条第二項及び第三項、第四章第二節、第八十七条第四項、第九十条第二項ただし書、第九十九条の二第四項、第一百三十三条第二項ただし書、第一百三十三条第一項から第三項まで(短期給付に要する費用に係る部分に限る。))並びに同条第五項、第一百五十五条、第一百六十六条、第一百三十五条から第三十八条まで、前条、第四百四十四条の二十八並びに第四百四十四条の三十一の規定を除く。)を適用する。この場合においては、団体職員は、地方職員共済組合の組合員となるものとする。

一〇十 (略)

十一 地方独立行政法人法第五十五条に規定する一般地方独立行政法人(職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人を除く。)

2・3 (略)

附則

第十四条の四 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により市町村連合会に拠出する第二項の拠出金の拠出に要

停職の場合における休職又は停職の事由に相当する事由により地方公務員の休職又は停職に相当する取扱いを受けた者その他総務省令で定める者を含む。以下「団体職員」という。）は、職員とみなして、この法律の規定(第二条第一項第二号、第四十二条(短期給付に係る部分に限る。)、第四十三条第二項、第四十四条第一項、第四十九条第二項及び第三項、第四章第二節、第八十七条第四項、第九十条第二項ただし書、第九十九条の二第四項、第一百三十三条第二項ただし書、第一百三十三条第一項から第三項まで(短期給付に要する費用に係る部分に限る。))並びに同条第五項、第一百五十五条、第一百六十六条、第一百三十五条から第三十八条まで、前条、第四百四十四条の二十八並びに第四百四十四条の三十一の規定を除く。)を適用する。この場合においては、団体職員は、地方職員共済組合の組合員となるものとする。

一〇十 (略)

十一 地方独立行政法人法第五十五条に規定する一般地方独立行政法人(職員引継一般地方独立行政法人を除く。)

2・3 (略)

附則

第十四条の四 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により市町村連合会に拠出する第二項の拠出金の拠出に要

する費用は、国、地方公共団体、特定地方独立行政法人、第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人、第四百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人、第四百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人若しくは職員団体又は対象組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

5・6 (略)

する費用は、国、地方公共団体、特定地方独立行政法人、第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人

若しくは職員団体又は対象組合若し

しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

5・6 (略)

改正案	現行
<p>（特定地方独立行政法人に関する特例）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）が二以上である場合における前項の規定の適用については、同項中「設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の」とあるのは「地方独立行政法人法第百二十三条第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体（以下「条例適用設立団体」という。）の」と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」とする。</p>	<p>（特定地方独立行政法人に関する特例）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）が二以上である場合における前項の規定の適用については、同項中「設立団体（地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）の」とあるのは「地方独立行政法人法第九十条第四項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体（以下「条例適用設立団体」という。）の」と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」とする。</p>

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）（抄）（附則第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地方公務員等共済組合法の一部改正）</p> <p>第三条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第四百一条の二中「と、「組合の」を」と、「同法第六条第三項」とあるのは「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項」と、「組合の」に、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを「第六章」に改める。</p> <p>第四百一条の三中「と、第四章」を」と、「同法第六条第三項」とあるのは「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項」と、第四章」に、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規</p>	<p>（地方公務員等共済組合法の一部改正）</p> <p>第三条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第四百一条の二中「と、「組合の」を」と、「同法第六条第三項」とあるのは「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項」と、「組合の」に、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを「第六章」に改める。</p> <p>第四百一条の三中「と、第四章」を」と、「同法第六条第三項」とあるのは「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項」と、第四章」に、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「定款変更一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規</p>

則で定める「仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを「第六章」に改める。

第百四十一条の四中「と」、「組合の」を「と」、「同法第六条第三項」とあるのは「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項」と、「組合の」に、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを「第六章」に改める。

(略)

附則第十四条の三から第十四条の五までを次のように改める。

(市町村連合会が行う共同事業)

第十四条の三 (略)

2 (略)

3 前項の拠出金のうち第一項第二号の事業に係るものの拠出に要する費用は、国、地方公共団体、特定地方独立行政法人、第百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人、第百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人、第百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人若しくは職員団体又は構成組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

4～6 (略)

第十四条の四から第十四条の五まで 削除

則で定める「仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを「第六章」に改める。

(略)

附則第十四条の三から第十四条の五までを次のように改める。

(市町村連合会が行う共同事業)

第十四条の三 (略)

2 (略)

3 前項の拠出金のうち第一項第二号の事業に係るものの拠出に要する費用は、国、地方公共団体、特定地方独立行政法人、第百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人、第百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人

若しくは職員団体又は構成組合

若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

4～6 (略)

第十四条の四から第十四条の五まで 削除

(略)

(略)